

創立 70 周年記念誌

— 平成16年度 ~ 令和6年度 —
創立50周年から20年間のあゆみ



特定非営利活動法人
犬山市スポーツ協会

目 次

○ 創立70周年にあたり	1
○ 祝辞	2
○ 犬山市スポーツ協会創立70周年記念式典	4
○ 犬山市スポーツ協会創立70周年記念事業	10
○ 犬山市スポーツ協会創立50周年から20年のあゆみ	18
○ 犬山市スポーツ協会加盟競技団体の紹介	22
○ 犬山市スポーツ少年団の紹介	34
○ 資料編	48
・ 歴代役員、競技団体会長・理事の一覧表	49
・ スポーツ表彰受賞者一覧表	53
・ 歴代賛助会員一覧表	58
・ 犬山市スポーツ協会定款	62
・ 犬山市スポーツ協会表彰規定・内規	70
・ 犬山市スポーツ少年団規約	72

創立 70 周年にあたり

犬山市スポーツ協会 会長 竹内 正 信



犬山市スポーツ協会は創立 70 周年の節目を迎えることが出来ました。これもひとえに行政のご支援はもとより、協会の先輩方のご尽力、そして広く市民の皆様のご協力によるものと深く感謝しております。ここに皆様とともに喜びたいと思います。

前回の 50 周年からこの 70 周年の間には NPO 法人化や新体育館の建設などの事業が加藤前会長のもとで成し遂げられました。現在、当協会には 20 のスポーツ競技団体と 25 のスポーツ少年団の約 3200 名の会員が所属し、それぞれに練習を重ね大会が開催され、多くの市民が日々汗を流しています。またスポーツスクールの開催、ジュニアアスリート育成や指導者育成の事業、市内のスポーツ施設の委託管理など幅広く活動し、犬山市スポーツ協会は市のスポーツ振興に大きく寄与してきたと自負しております。

スポーツは個人の心身の健康を育むだけでなく、人は体を動かすことに喜びを感じ、その喜びを分かち合い、感動を共有して、人と人とのつながりを深めてくれます。この人と人との絆を深めるスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにしてくれます。これは日本スポーツ協会のスポーツ憲章や宣言にうたわれており、私達スポーツ協会はより多くの市民そして次の世代に、スポーツの楽しさや価値を伝えてゆく使命があります。

しかしながら一方で、未来に目を向けると全くスポーツに関わらない子供達があります。また少子化が進み学校でも部活動を地域に移行する試みが始まっています。一般成人においてもスポーツをする機会のない人が多くいます。糖尿病などの生活習慣病もその予防に官民挙げて取り組んでいますが、あまり減少傾向にはありません。また高齢者においても体を動かす機会が少なく、ロコモさらにはサルコペニアの状態となり、転倒しやすくなり骨折して要介護状態となることもまだ日本では増え続けています。

これらの問題にスポーツ協会がどのように関わってゆけるのか、難しい問題ではありますが全く無関係という訳には今後いかないとも思われます。またオリンピックでも新しいスポーツが次々と採用されているように、スポーツの裾野を広げることも求められていると思います。

これからも犬山市スポーツ協会は地域の活力や連帯感を育む存在として、更に多くの市民に愛され支えられることを願い努力を続けてまいります。

関係者の皆様の更なるご支援ご協力をお願いし、ご挨拶といたします。

スポーツで創る犬山の未来

犬山市長

原 欣伸



アスリートが言われた言葉がずっと残っています。「アスリートは東京で強くなるんじゃない。地域で育てられサポートしてもらい、地域で強くなる。そして選手はスポーツで地域にお返しをしていく。」とおっしゃった。

これからはただスポーツをすることを考えていけばいいというわけではないということ。アスリートが地域へ！スポーツに関わる人が地域へ！行ってスポーツを楽しむこと振興することで地域の活性化につなげていく。これがこれからのスポーツに求められているということです。だから、スポーツで創る犬山の未来を考えていきます。

その未来とは…スポーツで人を動かす仕組みづくりをすること。スポーツで犬山の元気につなげていくこと。スポーツで犬山の経済効果を高めていくことです。その思いをカタチにするため、スポーツコミッションでプロや全国規模の犬山の個性特性である地域資源を生かしたスポーツ大会やスポーツ合宿が広がってきていますし、さらに新たな大会を開催していきます。

もっと言えば、子どもたちの部活動の地域移行を考えていかなければならないし、スポーツをする子どもの二極化が進み、スポーツができる、できないじゃなく、スポーツを「する」「見る」「話す」からスポーツは楽しいし、いいものだと思えるきっかけも求められます。

スポーツで創る犬山の未来のために、考えることやることは多くあります。でも、犬山市には心強く頼りになる犬山市スポーツ協会みなさんがおみえになります。犬山市はスポーツでまだまだ成長していきます。ぜひぜひ、スポーツによる「ひとづくり」「まちづくり」にこれからもご一緒ください。

犬山市スポーツ協会創立 70 周年を心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。

「スポーツで元気なまちづくり」

犬山市議会議長

柴田 浩行



犬山市スポーツ協会創立七十周年を心よりおよこび申し上げます。長きにわたり犬山市のスポーツ振興や発展に貢献されてきた協会のみなさまの情熱に深く敬意を表します。

スポーツは運動が得意な人だけが楽しむものではありません。自分で体を動かしてスポーツを楽しむ人。スポーツチームや選手を応援することを楽しむ人。それぞれの個性や適性に合わせて自由に楽しむことができるみんなのものです。性別や年齢、障がいの有無は関係ありません。

スポーツは、人と人をつなぎます。世界中の誰とでもつながることができます。スポーツは、世界共通の文化です。

犬山市の強みは何か。スポーツを愛する多くの市民がおみえになります。スポーツを通して、自分の可能性を追求するみなさま。スポーツを通して、青少年の健全育成に取り組んでいるみなさま。スポーツを通して、仲間とコミュニケーションを楽しんでいるみなさま。スポーツを通して、心身の健康増進や体力向上に取り組んでいるみなさま。

強みがあるからこそ、犬山市のスポーツ振興や発展には無限の可能性があります。市民のみなさまを笑顔にして、まちを元気にする力があります。

スポーツ協会のみなさまには、スポーツで笑顔あふれる元気なまちづくりの中心として、これからも活躍いただくことを祈念いたします。

犬山市議会は、スポーツ協会のみなさまと一緒に、スポーツを愛する市民のみなさまを全力で応援させていただきます。

祝 辞

犬山市教育長

滝 誠



犬山市スポーツ協会が創立70周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

貴協会は、犬山市制施行の昭和29年に設立されて以来、犬山市と共にスポーツの普及・振興と市民の体力向上、健康の保持増進に努めてこられました。これもひとえに歴代役員の皆様方のご努力の賜物であると、深く敬意と感謝の意を表します。

さて、昨今のスポーツは、性別、年齢などの違いに関係なく幅広いニーズのスポーツ活動が、「するスポーツ」、「見るスポーツ」「支えるスポーツ」と多岐にわたり展開されており、今後、これまで以上に大きく発展することが期待されています。

貴協会は創立70周年を契機に、これまで以上に、人が集まり、共に活動し、人と人がつながるスポーツ活動の中心となり、地域に元気と賑わいをもたらす原動力となっただけのものとして期待しております。

結びになりますが、犬山市スポーツ協会のますます発展と関係者の皆様方のご活躍を祈念いたしまして、お祝いのことばといたします。

「犬山市スポーツ協会創立70周年を祝して」

愛知県議会議員

中村 貴文^{きぶん}



犬山市スポーツ協会創立70周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

この記念すべき節目の年を迎えられましたのも、歴代の会長をはじめとする役員および指導者の皆さま方の情熱があったからこそであり、あらためて敬意と感謝を表します。

スポーツは、競技力向上のみならず、健康の維持・増進、さらには「生きがい」を求め、「生涯スポーツ」としても脚光を浴びています。犬山市においても、豊かな自然と歴史文化が息づく素晴らしい街のなかで、心身を健やかに育み、人と人とのつながりを深める上で、スポーツが果たす役割はかけがえのないものと考えています。

愛知県議会としても、2026年に愛知・名古屋で開催される第20回アジア競技大会の成功に向け、関係各位との協力体制を整えて準備を進めております。

私も県議会の一員として、体育大出身者として、今後とも愛知県・犬山市のスポーツ振興に力を入れてまいります。特に、少子高齢化が進む中、誰もが安心してスポーツを楽しめる環境づくり、そしてスポーツを通じた地域活性化に貢献できるよう、「健康第一、気分 UP!!」で盛り上げていきたいと思っております。

結びに、犬山市スポーツ協会様の益々のご発展をご祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

創立70周年記念式典

式典次第

特別功勞表彰受賞者一覽

感謝狀贈呈者一覽

創立 70 周年記念式典

令和 6 年 11 月 9 日(土) 犬山市民交流センターフロイデ

式 次 第

開会の言葉
会長挨拶
表彰 協会役員・団体長・理事の特別功労表彰
企業の特別功労表彰
賛助会員へ感謝状の贈呈
来賓挨拶
閉会の言葉

竹内会長あいさつ



原犬山市長あいさつ



特別功労表彰 協会役員の表彰



特別功勞表彰 団体長の表彰



特別功勞表彰 理事の表彰



賛助会員の特別功勞表彰・感謝状の贈呈



創立70周年記念特別功勞表彰受賞者一覧

協会役員・団体長・理事の特別功勞表彰：24名

○創立50周年の平成16年から令和5年までの20年間継続してスポーツ協会の役員・団体長・理事を務められ、長きにわたりスポーツ協会へ貢献された方

○令和5年以前に退任された方で、平成16年以前にさかのぼり通算20年を超えてスポーツ協会の役員・団体長・理事を務められ、長きにわたりスポーツ協会へ貢献された方

《個人:役員》

(敬称略)

氏名	貢献年数	役職	対象年度の功績(令和5年度まで)		年数
加藤 武司	32年	理事	H4~H7	体育協会理事(賛助)	4年
		副会長	H8~H13	体育協会副会長	6年
		会長	H14~H29	体育協会会長	16年
		相談役	H30~R5	体育協会相談役	6年
竹中 暎和	38年	評議員	S61~H5	体育協会評議員(バスケットボール)	8年
		理事	H6~H9	体育協会理事(バスケットボール)	4年
		理事長	H10~R1	体育協会理事長	22年
		団体長	H6~H19	競技団体長	14年
			H22~R5	(バスケットボール)	14年
小川 宏嗣	39年	団体長	S60~R5	競技団体長(テニス)	39年
		理事	S62~H1	体育協会理事(テニス)	3年
		顧問	H2~H3	体育協会顧問	2年
		監事	H4~H15	体育協会監事	12年
		相談役	H16~R5	体育協会相談役	20年
坂野 秀生	30年	理事	H2~H3	体育協会理事(軟式野球)	2年
		団体長	H2~H9	競技団体長(軟式野球)	8年
		相談役	H10~R1	体育協会顧問	22年
市川 豊	24年	理事	H10~H19	体育協会理事(サッカー)	10年
		会計	H20~H21	体育協会会計	2年
		副理事長	H22~R1	体育協会副理事長	10年
		理事長	R2~R3	体育協会理事長	2年
高木 浩行	20年	理事	H16~R5	体育協会理事(賛助・学識)	20年
		監事	H16~R5	体育協会監事	20年
竹内 正信	20年	相談役	H16~H29	体育協会相談役	14年
		会長	H30~R5	体育協会会長	6年
仙田 逸二	44年	理事	S55~H1	体育協会理事(賛助)	10年
		監事	H2~H7	体育協会監事	6年
		副会長	H8~R5	体育協会副会長	28年
		団体長	H10~R5	競技団体長(軟式野球)	26年
横井 耕市	28年	理事	H8~H9	体育協会理事(賛助)	2年
		副会長	H10~R5	体育協会副会長	26年

《個人:団体長》

氏名	貢献年数	役職	対象年度の功績(令和5年度まで)		年数
加藤 隆	43年	団体長	S56~R5	競技団体長(剣道)	43年
井戸 正俊	22年	評議員	S62~H1	体育協会評議員(スキー)	3年
		団体長	H8~H26	競技団体長(スキー)	19年
倉知 正人	24年	団体長	H7~H30	競技団体長(弓道)	24年
		理事	H26~H30	体育協会理事(弓道)	5年
伊藤 敏彦	24年	理事	H8~H9	体育協会理事(水泳)	2年
		団体長	H14~R5	競技団体長(水泳)	22年
寺澤 良平	28年	団体長	H8~R5	競技団体長(サッカー)	28年
浦本 直記	25年	理事	H11~H30	体育協会理事(空手)	20年
		団体長	H11~R5	競技団体長(空手)	25年
入尾 範之	21年	団体長	H15~R5	競技団体長(卓球)	21年
久郷 大完	20年	団体長	H16~R5	競技団体長(射撃)	20年
小川 薫	20年	理事	H16~H17	体育協会理事(柔道)	2年
		団体長	H16~R5	競技団体長(柔道)	20年

《個人:理事》

大澤 輝幸	29年	評議員	S55~S62	体育協会評議員(ソフトテニス)	8年
		評議員	H1~H7	体育協会評議員(ソフトテニス)	7年
		理事	H22~R5	体育協会理事(ソフトテニス)	14年
鷲見 宏治	37年	評議員	S58~H7	体育協会評議員(テニス)	13年
		理事	H8~H17	体育協会理事(テニス)	10年
		理事	H20~R3	体育協会理事(テニス)	14年
河田 計司	21年	評議員	H5~H7	体育協会評議員(弓道)	3年
		理事	H8~H25	体育協会理事(弓道)	18年
溝口 美智子	24年	評議員	H6~H7	体育協会評議員(バドミントン)	2年
		理事	H8~H29	体育協会理事(バドミントン)	22年
長瀬 一男	28年	理事	H8~R5	体育協会理事(ソフトボール)	28年
横田 幸男	24年	理事	H10~H15	体育協会理事(水泳)	6年
		理事	H18~R3	体育協会理事(水泳)	16年
		副理事長	R4~R5	体育協会副理事長	2年

企業の特別功労表彰：3企業

創立50周年の平成16年から令和5年までの20年間にわたり、スポーツ協会に市民大会や会長杯の会場としてグラウンド・体育館を提供いただいた企業

エナジーサポート株式会社

村田機械株式会社 犬山事業所

企業主催で平成28年から令和2年までの5年間にわたり「少年野球教室」を開催していただいた企業

有限会社 愛河興業

賛助会員の特別表彰・感謝状贈呈者一覧：63企業・個人

○創立50周年の平成16年から令和5年まで20年以上にわたり、賛助会員としてスポーツ協会に
寄与された企業・個人

(敬称略 口数・加入年月日順)

番号	事業所名・氏名	口数	加入年月日	加入期間	番号	事業所名・氏名	口数	加入年月日	加入期間
1	エナジーサポート 株式会社	5	H2. 2. 13	35	33	株式会社 横井包装	1	H4. 11. 25	32
2	株式会社 安桜	3	H2. 2. 21	35	34	後藤陶逸陶苑	1	H4. 11. 30	32
3	医療法人 竹内整形外科クリニック	3	H16. 6. 17	20	35	合資会社 博文社	1	H4. 12. 16	32
4	東洋紡株式会社 犬山工場	2	H2. 2. 2	35	36	株式会社 青山組	1	H5. 5. 1	31
5	村田機械株式会社 犬山事業所	2	H2. 2. 5	35	37	山根水道工業 株式会社	1	H5. 6. 23	31
6	サントリープロダクツ株式会社 木曽川工場	2	H2. 2. 19	35	38	センガ 株式会社	1	H9. 7. 10	27
7	株式会社 稲葉製作所 犬山工場	2	H2. 2. 22	35	39	有限会社 大野屋	1	H9. 7. 15	27
8	株式会社 ダイア	2	H2. 2. 22	35	40	株式会社 小川製作所	1	H9. 7. 15	27
9	キューホールディングス 株式会社	2	H2. 3. 8	35	41	セイトク工業 有限会社	1	H9. 7. 16	27
10	勝建設 株式会社	2	H2. 4. 1	34	42	株式会社 ワクタ	1	H9. 7. 18	27
11	有限会社 仙田運動具店	2	H2. 4. 11	34	43	日本紙工業 株式会社	1	H9. 9. 8	27
12	合同会社 みやこや	2	H15. 9. 19	21	44	東航エンジニアリング 株式会社	1	H9. 11. 16	27
13	東洋自慢酒造 株式会社	1	H2. 1. 8	35	45	株式会社 コンダクター	1	H10. 4. 1	26
14	桑原木材 株式会社	1	H2. 2. 2	35	46	株式会社 林鉄工所	1	H13. 5. 25	23
15	犬山ガス 株式会社	1	H2. 2. 2	35	47	有限会社 豊場屋	1	H14. 10. 27	22
16	株式会社 愛知機工	1	H2. 2. 3	35	48	中部魚錠 株式会社	1	H15. 11. 25	21
17	敷島製パン株式会社 犬山工場	1	H2. 2. 3	35	49	安藤医院	1	H16. 7. 15	20
18	東洋ファイブ 株式会社	1	H2. 2. 16	35	50	株式会社 松田設計	1	H16. 7. 15	20
19	株式会社 白帝社	1	H2. 2. 21	35	51	有限会社 あじか	1	H16. 9. 28	20
20	愛北木材 株式会社	1	H2. 3. 14	35	52	合資会社 犬山衛生社	1	H16. 9. 28	20
21	大和企画 株式会社	1	H2. 3. 20	35	53	河田歯科医院	1	H16. 9. 28	20
22	株式会社 三菱UFJ銀行犬山支店	1	H2. 3. 22	35	54	株式会社 成正建装	1	H16. 9. 28	20
23	株式会社 宮岡商店	1	H2. 3. 26	35	55	中京研磨 株式会社	1	H16. 9. 28	20
24	尾関作十郎陶房	1	H2. 3. 29	35	56	安田法務測量事務所	1	H16. 9. 28	20
25	長瀬一男	1	H2. 4. 1	34	57	菊吉運輸 株式会社	1	H16. 10. 5	20
26	有限会社 マルヒロ	1	H2. 4. 1	34	58	株式会社 島正技研	1	H16. 10. 5	20
27	ケミカルテック 株式会社	1	H3. 4. 1	33	59	若松屋 肝膏	1	H16. 10. 5	20
28	株式会社 清水屋犬山橋爪店	1	H3. 4. 1	33	60	株式会社 カトージ	1	H16. 10. 22	20
29	株式会社 新栄工業	1	H4. 2. 18	33	61	松野屋 有限会社	1	H16. 10. 31	20
30	学校法人 光明学園	1	H4. 9. 1	32	62	安田電業 株式会社	1	H16. 10. 31	20
31	株式会社 オクムラ	1	H4. 10. 17	32	63	株式会社 犬山カンツリ倶楽部	1	H16. 11. 12	20
32	株式会社 森土商會	1	H4. 11. 20	32					

創立 70 周年記念事業

プロスポーツ観戦事業

記念ゴルフコンペ

アスリートによるスポーツ教室

競技団体 70 周年記念大会

70 周年記念スポ少大会

創立70周年記念事業

- プロスポーツ観戦事業 バレーボールSVリーグ・プレシーズンマッチ
 - ・ 「クインシーズ刈谷 vs 東レアローズ滋賀」の試合観戦(R6.9.15)



- ・ 元日本代表選手「荒木絵里香氏によるバレーボール教室」の開催



- 創立70周年記念ゴルフコンペの開催(R6.11.21)
 - 犬山カンツリー倶楽部にて

賛助会員による協賛賞品



○ アスリートによるスポーツ教室

- ・ 犬山市出身 Jリーガー水野泰輔選手他3名の選手による
「犬山サッカーフェスティバル」の開催 (R6.12.15)



- ・ 元日本代表選手「渡部香生子氏によるミニ水泳教室」の開催 (R7.1.13)



70周年記念大会（競技団体）

犬山弓道協会会長杯 R6.5.12



三市交歓ソフトテニス大会 R6.5.12



三市交流サッカー大会 R6.5.26



第20回犬山藤田杯卓球大会 R6.6.9



創立70周年記念市民ハイキング R6.7.7



男子親睦バレーボール大会 R6.7.28



近隣女子親睦バレーボール大会 R6.8.4



犬山バウンドテニス協会設立40周年記念犬山バウンドテニスフェスティバル R6.9.8



創立70周年記念軟式野球大会 R6.10.6～



創立70周年記念テニス大会 R6.11.17



犬山古城杯剣道大会 R7.3.9(予定)

70周年記念スポ少大会

バレーボール大会 R6.4.20



軟式野球大会 R6.8.24



サッカー大会 R6.11.4



中学生バドミントン大会 R6.12.22



ミニバスケットボール大会 R6.12.14(男子)



ミニバスケットボール大会 R7.1.18(女子)



犬山市スポーツ協会

創立 50 周年から 20 年のあゆみ

犬山市スポーツ協会創立50周年から20年のあゆみ

(平成16年度から令和6年度まで)

- 平成16年8月21日 創立50周年記念第25回東海ブロック大会ソフトボール大会開催
- 平成16年11月20日 創立50周年記念式典開催
- 平成17年3月 記念誌「50年のあゆみ」発刊
体協ホームページ開設
- 平成18年11月11日 特定非営利活動法人犬山市体育協会設立総会開催
- 平成19年3月31日 NPO法人設立記念式典開催



- 平成19年4月1日 特定非営利活動法人犬山市体育協会の設立
会長に加藤武司氏、理事長に竹中暎和氏が就任
- 平成20年11月27日 指導者育成事業「卓球教室」開催
講師は元全日本チャンピオン岩崎清信氏
- 平成20年11月29日 指導者育成事業「バドミントン教室」開催
講師は元シドニーオリンピック日本代表岩田良子氏
- 平成21年8月29日 指導者育成事業「ソフトボール教室」開催
講師は女子ソフトボール日本代表監督宇津木妙子氏

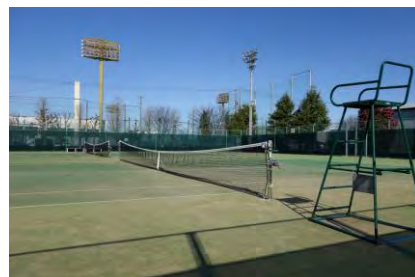


- 平成22年1月29日 指導者育成事業「卓球教室」開催
講師は元全日本チャンピオン渋谷浩氏
- 平成22年10月16日 栗栖芝生広場オープンフェスティバル開催



- 平成23年2月19日 指導者育成事業「サッカー教室」開催
講師は元Jリーガー安永聡太郎氏
- 平成23年4月 広報誌「体協だより」が第55号より市広報への掲載となる

- 平成 23 年 11 月 5 日 「ジュニアゴルフ教室」開催
- 平成 24 年 6 月 9 日 「ソフトテニス教室」開催 ヨネックスより選手派遣
- 平成 25 年 2 月 7 日 野外活動センターのグラウンドゴルフ場が、公益財団法人日本GG協会から認定コースの認証を受ける
- 平成 25 年 4 月 1 日 山の田公園テニス場リニューアル工事完成テニスコート 6 面にナイター照明設備完備



- 平成 25 年 4 月 13 日 指導者育成事業「ソフトテニス教室」開催
プロチーム「ナガセケンコー」より選手派遣
- 平成 26 年 4 月 20 日 羽黒中央公園多目的広場の運用開始
こけら落とし事業「ジュニアサッカー教室」開催
講師は元日本代表 J リーガー福西崇史氏



- 平成 28 年 4 月 1 日 体育協会事務局が旧犬山市体育館より勤労青少年ホームへ移転
犬山市スポーツ少年団が犬山市体育協会に加盟
スポーツ少年団本部長に横井耕市氏が就任
- 平成 28 年 7 月 9 日 犬山市体育館（エナジーサポートアリーナ）の運用開始
こけら落とし事業「バレーボールVリーグエキシビジョンマッチ」の開催
トヨタ車体 vs デンソーの試合観戦



- 平成 28 年 4 月 剣道連盟、空手道会、バスケットボール協会、バウンドテニス協会、
バドミントン協会、卓球協会が「オープニング記念事業」を開催
- 平成 28 年 7 月 名誉会長（市長）、参与（教育委員会）を廃止
犬山市体育協会がミズノ株式会社とミズノスポーツサービスの 3 社合同
で、犬山市体育館指定管理業務を受託（令和 3 年 3 月まで）

平成 29 年 4 月

新事業「スポーツスクール事業」「ジュニアアスリート育成事業」の開始



平成 30 年 4 月

会長に竹内正信氏が就任

平成 30 年 4 月

犬山市陸上競技協会が体育協会より退会

令和元年

西尾張スポレクの会場担当となる

令和 2 年 4 月

理事長に市川豊氏が就任

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設が一時閉館

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市民大会が中止

令和 4 年 4 月

理事長に坂井忍氏が就任

令和 5 年 1 月 29 日

新規事業「犬山市スポーツ少年団体験会」を実施

令和 5 年 5 月 8 日

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類に移行される

市民のスポーツ活動が徐々に通常通り開催されるようになる

令和 6 年 4 月 1 日

特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会へと名称変更

令和 6 年 4 月～

創立 70 周年記念大会の開催（11 競技、5 種目スポーツ少年団）

令和 7 年 3 月

競技：ソフトテニス、弓道、サッカー、卓球、山岳、バレーボール

バウンドテニス、軟式野球、グラウンド・ゴルフ、テニス、剣道

スポ少：バレーボール、軟式野球、サッカー、バドミントン

ミニバスケットボール

令和 6 年 9 月 15 日

創立 70 周年記念事業としてプロスポーツ観戦事業

女子バレーボールSVリーグプレシーズンマッチの開催

「クインシーズ刈谷 vs 東レアローズ滋賀」の試合観戦

元日本代表「荒木絵里香氏によるバレーボール教室」開催

令和 6 年 11 月 6 日

羽黒中央公園多目的スポーツ広場の人工芝張替えの陳情書を提出

令和 6 年 11 月 9 日

創立 70 周年記念式典・表彰式の開催

令和 6 年 11 月 21 日

創立 70 周年記念ゴルフコンペの開催

令和 6 年 12 月 14 日

創立 70 周年記念事業アスリートによるスポーツ教室

犬山市出身 J リーガー、FC 岐阜・水野泰輔選手他 3 名 J リーガーによる

「犬山サッカーフェスティバル」の開催

令和 7 年 1 月 13 日

創立 70 周年記念事業アスリートによるスポーツ教室



オリンピック 3 大会出場「渡部香生子氏によるミニ水泳教室」の開催

令和 7 年 3 月

創立 70 周年記念誌発刊

犬山市スポーツ協会
加盟競技団体の紹介

犬山軟式野球連盟

<p>創立年月日 昭和29年4月1日</p> <p>協会加盟年月日 昭和29年4月1日</p> <p>会員数 432人</p> <p>加盟チーム数 一般22チーム 中学3チーム、学童5チーム</p>	<p>・これまでの推移 昭和29年、犬山市制発足、犬山市体育協会設立と同時に、犬山市軟式野球連盟も発足した。 第1回市民軟式野球大会も開催され、市内12チームが参加して行われた。 昭和40年代には、60チーム以上の参加があったが、現在は22チームまでに減少している。学童チームも少子化により5チームに減少した。</p>	 <p><市民大会の1コマ></p>
<p>主な年間計画</p> <p>4月 天皇杯、高松宮杯 全日本少年、学童</p> <p>5月 市民大会</p> <p>6月 春季会長杯</p> <p>7月 中日少年大会</p> <p>8月 理事長杯</p> <p>9月 中学・学童大会</p> <p>10月 秋季会長杯</p>	<p>・活動内容紹介 木曾川緑地野球場をホームグラウンドとして、毎週土日に一般と学童の大会を開催している。 一般・学童ともに県大会に出場するチームもあり、大会での活躍が期待されている。 健康と体力づくり、そして、技術の向上と親睦を深めることを目的にして活動している。</p>	 <p><小学生チーム集合写真></p>

犬山ソフトテニス連盟

<p>創立年月日 昭和29年4月1日</p> <p>協会加盟年月日 昭和29年4月1日</p> <p>会員数40人(中学生は除く)</p> <p>加盟チーム数 7チーム</p>	<p>・これまでの推移 昭和29年4月に犬山市体育協会設立に伴い犬山市体協庭球部として加盟させて頂きました。設立当初は民間企業のご支援の下、三市交歓体育大会、全尾張都市対抗軟式庭球大会等に出場して立派な成績を納める事ができました。 その後、市民の皆様初め、犬山の地に住居を構えられた方々が多数加わり、今日の犬山ソフトテニス連盟として活動致しております。</p>	 <p><協会設立当初の市民大会優勝楯></p>
<p>主な年間計画</p> <p>4月 春季市民大会</p> <p>4月 春季中学生市民大会</p> <p>5月 三市(旧四市)交歓大会継続</p> <p>6月 技術講習会(初心・初級者)</p> <p>9月 技術講習会(中級・上級者)</p> <p>10月 秋季市民大会</p> <p>10月 秋季中学生市民大会</p> <p>11月 指導者育成講習会</p> <p>12月 会長杯</p> <p>12月 U-13大会(男子・女子の部)</p> <p>2月 ジュニアアスリート育成講習会</p> <p>3月 近隣中学校対抗大会</p>	<p>2013年に、念願のテニスコート6面を山の田公園に設置頂き、関係各所のご尽力に感謝申し上げます。</p> <p>・活動内容紹介 春・秋期に社会人、学生並びに中学生を対象に市民大会を開催して、ソフトテニス愛好家の方々と交流を深めております。 近年では市内中学校の部活動支援要請を頂き、弊所から指導者を派遣して、各中学校の技術力向上等を目指して活動しております。更に外部講師を招き、ジュニアアスリート育成とそれに関わる、指導者育成事業を展開しております。</p>	 <p><ジュニアアスリート育成講習会></p>

犬山柔道会

創立年月日

大正5年4月1日

協会加盟年月日

昭和29年4月1日

会員数 40人

主な年間計画

4月 昇級試験

10月 市民大会

1月 鏡開き式

寒稽古

3月 犬山城杯

・歴史・あゆみ

犬山柔道の歴史は古く、犬山城主成瀬正雄氏により大正5年に柔道の創始者嘉納治五郎師範をお迎えし、柔道部が創設された。

現在も5歳児から80歳代が共に稽古に励んでいる。全国や世界大会で活躍した選手も在籍し、柔道の普及・発展のため、指導者の育成にも尽力している。

・活動内容紹介

活動方針

日本で生まれた柔道の精神は、「精力善用・自他共栄」であり、青少年の健全育成と心身の鍛錬を目的としている。

活動内容

月・金曜日

19時から21時



<練習風景>



<集合写真>

犬山弓道協会

創立年月日

昭和29年4月1日

協会加盟年月日

昭和29年4月1日

会員数 220人

主な年間計画

4月 春季市民大会

5月 女性弓道教室

初心者弓道教室

会長杯

8月 白帯杯

9月 秋季市民大会

12月 納射会

1月 新年射会

毎月第3土曜日月例射会

・これまでの推移

昭和29年市政施工に伴って設立された旧体育協会に弓道部として加盟した。

同年11月初めて市民弓道大会を開催した。

弓道、剣道、柔道の三武道団体で武道館及び弓道場建設運動を展開、昭和57年12月に市営弓道場竣工の運びとなった。

昭和58年1月新年射会、4月道場開きを兼ね春季市民弓道大会を開催

・活動内容紹介

以前は下部組織が有りましたが、現在は一本化し運営、指導に当たって居ります。

現在、称号者(教士1名 錬士5名) 五段3名、四段12名、他有段者約50名程になっております。

全弓連・愛弓連主催の試合に出場し好成績を挙げられる方も居ります。



<集合写真>



<記念大会>

犬山スキー連盟

創立年月日
昭和24年

協会加盟年月日
昭和29年4月1日

会員数 20人

主な年間計画
1月 ポールレッスン
市民大会

・これまでの推移
昭和24年に現仙田スポーツ店が同好会員を募ってスキーツアーを開催したことが連盟の始まりとなります。
本連盟は昭和29年の体育協会設立と同時にスキー協会とし体育協会に加盟した。昭和51年に体育協会の組織改編により、スキー連盟となり、現在に至っております。

スキー連盟発足当時は、あまり普及していなかったスキー競技がスキーブームとなった時代ありましたが、今ではスキー以外の多くのウィンタースポーツが普及しスキー愛好家は減少傾向であります。

連盟発足当時から主催事業として盛大に開催しておりました「ジュニアスキー教室」も参加者減少により開催できなくなりました。また、地球温暖化の影響で積雪不足により大会を開催できない年もあります。

年々活動場所が厳しい状況となっておりますが、本連盟では短い冬のスポーツとしてのスキーを安全で楽しい生涯スポーツとして多くの市民に親んでもらえるよう、今後も普及に努めたいと思っております。

・活動内容紹介
オフシーズンの活動として、インラインスケート教室を開催し雪の無い時期にスキー愛好家を集める企画も実施しました。



<スキー教室の様子>



<市民大会の様子>

犬山剣道連盟

創立年月日
昭和28年4月

協会加盟年月日
昭和37年4月

会員数 120人

加盟チーム数 2チーム

主な年間計画

- ・毎週火、金 子供稽古会
- ・毎週火、金 大人稽古会
- ・毎週月 自由稽古会
- ・毎月第1土 みんなの稽古会
- ・毎月第4金 月例会、長稽古会
- ・毎月第4（毎月持ち回り）
犬山、岩倉、江南 合同稽古会
- ・7月（8月）練成会
- ・8月下旬 ライオンズクラブ杯
- ・11月上旬 犬山市民大会
- ・12月上旬 お楽しみ会
- ・正月稽古会
- ・3月中旬 6年生追い出稽古会

《これまでの推移》
昭和28年に犬山剣友会として発足。稽古は旧犬山市役所の屋上に始まり、犬山警察署・犬山南小学校の講堂で激しい稽古が行われていた。第1次ベビーブームの少年達が後の犬山地区の指導者に成長している。昭和37年には愛知県県民体育大会において「準優勝」という輝かしい結果を残している。昭和40年代に犬山城前の市体育館に稽古場所が変更され、昭和48年に若手主体の犬山地区剣道連盟が発足した。楽田地区や大口地区の少年剣道教室が発足したのもこの頃である。昭和56年には「第1回白帝杯争奪剣道大会」が市体育館で開催された。昭和58年に市武道館が落成し長年稽古した、市体育館から道場を移した。現在も長年犬山剣道連盟を支えていただいた先生方と共に若手も切磋琢磨して今後の発展につくしていきたい。

《活動内容紹介》
左記の他、3月上旬 犬山古城杯剣道大会
技術向上確認の 級審査会・段審査会
各地区の剣道大会参加で他地区との交流を図っています。

《令和6年度役員》
【会長】加藤隆 【副会長】大海勝則・武藤健
【理事長】永尾孝広 【事務局長】宮田朋尚
【会計】後藤寛明 【剣友会指導責任者】板津道代



令和6年度

ライオンズクラブ杯 入賞者



令和6年度犬山剣道連盟 稽古風景

犬山射撃協会

創立年月日
昭和44年
協会加盟年月日
昭和45年4月
会員数 20人

主な年間計画
春季市民大会
(スキート、トラップ)
三市親睦クレー射撃大会
(スキート、トラップ)
秋季市民大会
(スキート、トラップ)
愛知県民クレー射撃大会
(スキート、トラップ)

・これまでの推移
昭和45年射撃クラブとして、犬山市体育協会に入会した。
昭和52年4月に「犬山射撃協会」に名称が変更され、現在に至る。
特殊な競技ということもあり、会員数は増加するには至っていない。



<市民大会の様子>

・活動内容紹介
主に市民大会等で競技を実施
競技を通して射撃競技力の向上を図っている。
銃の安全な取り扱いの確認をし、安全な競技会の運営となるように取り組んでいる。



<市民大会の様子>

・主な大会
市民大会
三市親睦大会

犬山バスケットボール協会

創立年月日
昭和43年2月
加盟年月日
昭和49年4月
会員数 36人

主な年間計画
春季・秋季 市民大会
一般の部
シニアの部
中学生の部
小学生の部
I B B リーグ
参加7チーム (2024年度)
合同練習会
火曜日 (村田機械体育館)
日曜日 (南部中学校女子)
プロ選手による育成事業
対象：小学生とその指導者

・これまでの推移
昭和43年に犬山中学校のOBを中心に犬山バスケットボールクラブを結成され、昭和49年4月より犬山バスケットボール協会としての活動を開始しました。
昭和48年より小学生を対象としたミニバスケットボール教室を開催し、後にスポーツ少年団としての活動に移行し、現在は犬山市スポーツ協会に属しています。
村田機械株式会社の体育館をお借りして、合同練習会やリーグ戦、交流戦などを開催しています。

・活動内容紹介
市内在住の方たちが、気軽にバスケットボールを楽しめる機会と会場を提供できるように活動を行っています。
生涯スポーツとして楽しんでもらえるよう、令和4年より市民大会に設けたシニアの部にも多くの方に参加いただいています。(シニアは個人参加可能)
近隣のプロチーム選手に協力いただき、小学生へのスキルアップ教室を開催して指導者の育成も行っています。





犬山のプロチームの協力による育成事業





市民大会 シニアの部の参加者のみなさん

犬山山岳会

創立年月日 昭和50年4月 協会加盟年月日 昭和51年4月 会員数21名 主な年間計画 4月 日向山 近江八幡山 5月 自然観察会 山菜 ロープワーク 6月 市民ハイキング下見 7月 70周年ハイキング、沢登り 8月 ハヶ岳縦走、唐松～五竜 9月 御在所岳 ヴィアフェラータ、白山 10月 自然観察会 きのこ 下ノ廊下 11月 市民ハイキング下見 読図山行 12月 湖南アルプス 1月 スキー教室 2月 雪上訓練、藤内沢 3月 赤坂山、ゴンニャク	<あゆみ> 昭和49年 犬山にも「山岳会」をと準備 昭和50年 活動開始 昭和51年 犬山体育協会加盟 昭和52年 第一回市民登山 御岳 昭和61年 第10回市民登山 入道ヶ岳 昭和62年 愛知県山岳連盟加盟 平成8年 第20回市民登山 赤岳 平成18年 第30回市民登山 甲斐駒ヶ岳 その後コロナ禍により登山スタイルが変化し現地集合による里山ハイキングに変更 令和6年 70周年記念ハイキング 車山（バスが復活）	 <p><70周年記念ハイキング></p>
	<活動内容> 月2回例会実施 月2回程度の例会山行実施 春、秋、市民ハイキング実施、下見登山 年2回 個人山行 多数 山スキー 雪山 岩登り 沢登り スキー 海外 縦走登山 全国 <活動方針> ハイキングから縦走登山、クライミングなど自由な発想のもと、山を楽しむための交流の場です。愛知県山岳連盟に加盟しており、確実な技術を勉強して個々のスキルを互いに高めつつ、山行を楽しんでいます。	 <p><キナバル></p>

犬山サッカー協会

創立年月日 昭和44年4月1日 協会加盟年月日 昭和51年10月27日 会員数 298人 加盟チーム数 11チーム 主な年間計画 ★一般 市民大会（春4月、秋9月） 1stリーグ（5～7月） 会長杯（10～12月） 2ndリーグ（1～3月） ★少年部 犬山ジュニアユース杯（10月） 犬山クラブ招待ジュニア大会（12月）	⚽これまでの推移 当協会は、手作りの運営をモットーに、1st・2ndリーグを始め、各種大会を企画し開催しています。 現在は11チームが加盟し、1部が6チーム、2部が5チームに分かれてリーグ戦を行っています。	 <p><70周年記念交流試合></p>
	⚽活動内容紹介（普及・育成） 私達は「地域で子供を育てる」を目標に掲げ、平成7年度に少年部を発足し、普及・育成を目指して活動してきました。 この努力が実を結び、今では小学生からシニアまで多数の会員がサッカーを楽しんでいます。ハグスポを拠点とし、生涯スポーツとしてのサッカーがプレーできる環境が整ってきました。	 <p>全日本少年サッカー大会 愛知県大会 11.10</p>

犬山バドミントン協会

創立年月日	昭和48年2月
協会加盟年月日	昭和53年4月
会員数	51名
主な年間計画	4月・9月 市民大会 5月 ミックス大会・総会 6月 家族大会 10月 IBA シングルス・新人ダブルス大会 11月 IBA ダブルス大会 2月 小・中学生大会 3月 混合団体戦

・これまでの推移

犬山バドミントン協会は、同好会から始まりました。今はバドミントン人気もあり競技者も増え、市内の施設で多くの方が練習しています。公園や体育館で遊び感覚がきっかけで始めた人が、バドミントンの魅力にはまり大会に参加するほどの熱狂ぶりです。

多くの方が会員になっていただき年間の大会も盛り上がりを見せています。

バドミントン教室を開催し、毎年少しずつですが会員になっていただける人も増え、令和6年度は51名でした。



<表彰式の様子>

・活動内容紹介

春と秋に市民大会を開催しています。日頃の練習の成果を発揮しています。市民大会以外にもダブルス・シングルス・ミックス大会と様々な大会を開催しています。

また、家族大会や小中学生大会も開催して家族での思い出やジュニア選手のレベル向上も協会でお手伝いできればと考えています。



<秋季市民大会の様子>

犬山ソフトボール協会

創立年月日	昭和53年7月
協会加盟年月日	昭和53年7月
会員数	305人
加盟チーム数	14チーム
主な年間計画	3～12月 協会リーグ戦 4月春季 市民大会(一般男子) 6月春季 市民大会(中学女子) 9月秋季 市民大会(一般男子) 10月 少年少女大会 11月秋季 市民大会(中学女子) 11月 尾北三市二町大会 県協会関係 愛知県予選大会主管 尾張支部関係 全尾張・西尾張大会 通年 各種大会に審判員派遣

・これまでの推移

犬山ソフトボール協会は昭和53年7月、約1年の準備期間を経て800名の会員で発足しました。さらに最盛期には120余りの加盟チームがありましたが、令和6年度は加盟チームは14に減少しました。この間、最盛期の競技者は順次高齢化により引退し、現役世代の減少もあって年々競技人口が減少して現在にいたっています。

また、かつて多く存在した企業チームも活動休止などにより現在は登録無しになりました。この傾向は県内の各ソフトボール協会に共通しており、地域スポーツ振興の底辺を支える市町村単位協会における今後の活動展開が課題となっています。ロス五輪ではソフトボールが復活します。観戦競技としてのソフトボール普及も望めます。



<ソフトボール協会旗>

・活動内容紹介

- 1 犬山ソフトボール協会の活動の中心は、登録チームによる年間を通じたリーグ戦を行っています。
- 2 一般参加の市民大会を春と秋に行います。春は誰でも楽しめるスローピッチ、秋は通常のファーストピッチルールです。多くの参加をお待ちしています。
- 3 小学生、中学生を対象に次世代選手の育成を図っています。小学生は少年少女大会を開催、中学生は春・秋の市民大会、全日本2部現役選手の講師によるソフトボール教室を開催しています。
- 4 県協会(尾張支部)の加盟団体として、県大会・尾張大会・尾北大会などの各種大会を主管しています。



<ジュニアソフトボール教室>

犬山卓球協会

創立年月日

昭和55年4月

協会加盟年月日

昭和55年4月

会員数 70人

主な年間計画

春季市民大会

秋季市民大会

藤田杯卓球大会

ミックスダブルス卓球大会

パタフライ・ダブルス・チーム

カップ卓球大会

・これまでの経緯

昭和29年市体育協会の発足と同時に「犬山市体育協会卓球部」としてスタート

昭和55年に犬山卓球協会を設立

昭和55年に犬山市体育協会に加盟

・令和6年度役員

【会長】入尾範之

【理事長】長尾生野

【常任理事】渡会由貴夫・小川利江

【理事】中村夕佳・松田博・林直樹

上田千鶴子・久保田年美・宮島信子

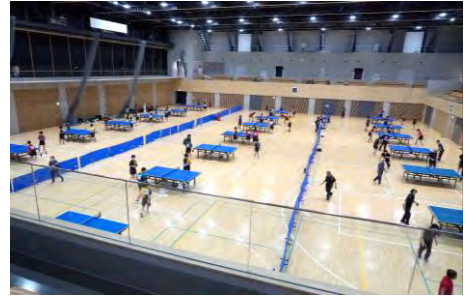
【会計】林和雄

【監査】田中千代子

・活動内容紹介

卓球の普及・発展に努めるため、会員の練習や春季・秋季の市民卓球大会、各種オープン大会の運営により犬山市民の卓球への興味関心を高める活動をしています。

シングルス・ダブルス・団体戦の3つのオープン大会を開催し、他府県を含め市民以外の卓球愛好家との交流を深めています。



<犬山市民卓球大会の様子>



パタフライ・ダブルス・チームカップ

優勝 犬山クラブ

犬山テニス協会

創立年月日

昭和55年

協会加盟年月日

昭和56年4月

会員数 30人

加盟チーム数 3チーム

主な年間計画

4月 春季市民大会

5月 四市対抗戦

6月 初級中級者テニス教室

8月 岩倉市交流戦

10月 秋季市民大会

11月 ミックスダブルス大会

12月 クラブチーム対抗戦

・協会のあゆみ

昭和55年に犬山グリーンテニスクラブを中心に10団体で犬山テニス協会を設立。

昭和56年に犬山市体育協会に加盟。その当時は会員数が500名以上であったが、近年では民間のテニスクラブに所属、少数でできることもあり、会員数が減少しています。

・活動内容紹介

市内在住、在勤のテニス人口を増やすため、協会主催のテニス大会、テニス教室を行っています。一般の方を含め予定人数の参加をいただいています。

会員数を増やすため、市内の企業、同好会等団体の協会への加盟を勧誘しています。

主な活動内容

協会員の技術向上のための定期的な練習会での指導を行っています。



<初級中級者テニス教室風景>



<令和6年四市交流戦時協会員>

犬山バレーボール協会

<p>創立年月日 昭和56年4月1日</p> <p>協会加盟年月日 昭和56年4月1日</p> <p>会員数 262人</p> <p>加盟チーム男子8 女子11 ヤング2</p> <p>主な年間計画</p> <p>4月 市民大会 小中学生交流会</p> <p>5月 前期女子審判講習会</p> <p>6月 エナジーサポート杯</p> <p>7月 親睦大会</p> <p>8月 ジュニアアスリート事業</p> <p>9月 指導者育成事業</p> <p>10月 後期女子審判講習会 市民大会</p> <p>11月 マドンナ杯会長杯女子</p> <p>12月 会長杯男子</p>	<p>・これまでの推移</p> <p>昭和29年市体育協会発足時からの種目である。 昭和56年(1981年)4月から現在の組織になり、犬山市体育協会に加盟する。 昭和59年(1984年)には犬山市代表チーム犬山シャッターを結成。県、尾張の各種大会に出場。 令和5年には犬山シャッター結成以来初めての東海大会出場しました。</p> <p>尾張、県においても役員2名、審判員5名が活躍。令和5年度(2024年度)より一般男子・女子に加え、ヤング部が協会登録となりました。 これからもバレーボール競技がさらに発展していくよう、役員一同チームワークよく活動していきます。</p> <p>・活動内容紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種大会の開催 ・審判講習会 ・小中学生の指導・交流会 ・近隣市町との交流試合 ・尾張・県の大会への参加
--	--



<大会役員>



<ジュニアアスリート事業>

バウンドテニス協会

<p>創立年月日 昭和59年4月</p> <p>協会加盟年月日 平成3年5月</p> <p>会員数 67人</p> <p>加盟チーム数 9チーム</p> <p>主な年間計画</p> <p>4月 シングルス大会</p> <p>5月 初心者教室 バウンドテニス教室</p> <p>5月 合同練習会</p> <p>6月 春季市民大会</p> <p>9月 合同練習会</p> <p>10月 秋季市民大会</p>	<p>・これまでの推移</p> <p>バウンドテニスは昭和55年に考案・開発されたスポーツです。昭和58年犬山市が愛知県のトップをきって教室が開催された。 昭和59年4月に「犬山バウンドテニス協会」が5クラブで発足した。その後、平成3年5月に「犬山市体育委協会」へ加盟。 今年、バウンドテニス協会として40周年を迎えた。</p> <p>・活動内容紹介</p> <p>犬山市武道館を主な練習場として、毎日どこかの時間帯で活動している。ジュニアから高齢者まで、誰でも気軽にプレーができ、個人の体力・年齢に応じた運動量を得られることが生涯スポーツとしての側面です。 また、競技スポーツとして全国大会にも挑戦できます。今年から国民スポーツ大会の公開競技に採用され、当協会員も県の代表として出場した。</p>
---	---



<市民大会の1コマ>



<会員集合写真>

犬山水泳協会

創立年月日	平成6年4月
協会加盟年月日	平成7年4月
会員数	31人
加盟チーム数	2チーム
主な年間計画	4月 会員総会 7月 救急救命講習会 7月 ちびっこ水泳教室 8月 市民水泳大会 1月 冬季市民水泳大会 (スイミングフェスティバル)

・これまでの推移
 平成5年に犬山市体育協会役員より「水泳協会を立ち上げてほしい」との要望が出たことが出発点です。当時、五郎丸にあった「中央プラザSS」の会員、大口町の温水プールで活動していた「犬山マーガレット」の会員、「犬山トライアスロンクラブ」の会員が中心となり、平成6年に設立総会を開催した。

大会開催の実績を重ね、平成7年に体育協会加盟を認められた。現在加盟チーム数は「2」となっている。



<市民大会の様子>

・活動内容紹介
 7月に開催していた「ちびっこ水泳教室」は、年中幼児から小学生を対象に好評をいただいていたが、コロナ禍以降は指導者不足も影響し、中止となっている。

8月開催の市民水泳大会も会場が旧市民プール、犬山中学校プール、城東中学校プールへと変遷し、会場の確保が課題となっている。

また、協会役員の高齢化が進み、各種講習会の実施や大会役員の確保、充足が困難になってきており、協会の運営にも苦慮している。



<市民大会の様子>

犬山グラウンド・ゴルフ協会

創立年月日	平成6年4月
協会加盟年月日	平成9年4月
会員数	136名
加盟チーム数	14チーム
主な年間計画	4月 一番研修会 4月 春季会長杯 5月 春季市民 9月 秋季会長杯 10月 バスツアー 11月 秋季市民 12月 知事賞争奪 3月 会員親善 6~9月 初心者教室



<創立30周年記念大会>

<これまでの推移>
 平成6年(1994年)会員167人で発足し、平成16年(2004年)には491人に達したが、現在は(2024年)136人まで減少しました。

それでも高齢者の居場所として無くてはならないグラウンド・ゴルフとなりました。今後も楽しく交流しながらフレイル予防・認知症予防・健康寿命延伸に繋がっていきます。

<活動内容紹介>
 高齢化、移動手段、会場、会員減等諸課題があっても何とか工夫しながら進めます。

一方、全国大会や地区大会にも積極的に参画し、意欲の高揚に努めています。



大会の一コマ

犬山空手道会

創立年月日
昭和55年4月1日

協会加盟年月日
平成11年4月1日

会員数 成人24人
中高生29人
小学生以下64名
(スポ少空手教室)

主な年間計画

5月 市民大会
指導者講習会

7月 空手合宿

11月 演武大会

1月 寒稽古

通年 親子空手教室
ジュニア育成
スポ少空手教室
(月・木-犬南小)
通常練習
(土-武道館)

・これまでの推移
スポーツ空手を通じて、健全な青少年の育成と、武道の精神を大切に心技体の成長を目指して、44年間に渡り活動を続けて参りました。

現在では大人の会員も増え、ファミリーで共に空手を学ぶケースも多くなりました。また、毎年愛知県代表として全国大会に複数の選手を送り出しています。



犬山市のシンボルに空手の正拳を組み合わせたロゴ

・活動内容紹介
主管を務める犬山市民空手道大会は24年目を迎えました。また、日頃の練習の成果を、毎年ご家族や地域の皆さんに披露する演武大会は、43回続けて参りました。

空手の形・組手の練習に加えヌンチャク・サイ・トンファー・棒等の古武道の習得にも力を入れています。



<2024年 第24回犬山市民空手道大会>

犬山ゴルフ協会

創立年月日
平成19年9月29日

協会加盟年月日
平成21年2月18日

会員数 86人

主な年間計画

協会コンペ2回

7月市民ゴルフコンペ

12月市民ゴルフコンペ

ジュニアゴルフ教室
4月～3月

ジュニアアスリート講習8月

シニア・レディース講習9月

・これまでの推移
平成19年9月に設立総会を開催し、犬山ゴルフ協会が発足した。

平成21年に活動が認められ、犬山市体育協会に加盟。犬山ゴルフ協会としては、ゴルフを通じて市民の交流を図っている。



<ジュニア育成>

・活動内容の紹介
ゴルフコンペの開催は定期的に行っている。ジュニアやレディース向けの講習会を開催している。特に、ジュニアゴルフにおいては、あいさつ・マナーを丁寧に指導している。

ジュニア教室を卒業した生徒から、男子プロを2人輩出している。

現在のジュニア会員には、中部大会、全国大会に出場している選手もいる。

プロの大会の見学にも出かけている。



<創立70周年記念ゴルフコンペ>

犬山市スポーツ協会加盟競技団体

加盟後、退会した競技団体

- ・ 犬山陸上競技協会 昭和 29 年加盟 平成 29 年退会
- ・ 犬山ペタंक協会 平成 12 年加盟 平成 18 年退会

犬山市スポーツ協会
スポーツ少年団の紹介

軟式野球スポーツ少年団：ホワイトフィリーズ

創立年月日

昭和37年8月

指導者数 有資格者8人

団員数 25人

(内女子2名)

主な年間計画

1月上旬 安全祈願

針綱神社参拝

練習はじめ

3月～ 軟式野球連盟試合

他スポ少大会参加

5月・10月 清掃奉仕活動

おあしす運動参加

2月下旬 卒団式

チーム紹介

チームのメンバー構成

校区・学年 市内全域及び近隣市町の低学年～の男女

チームの特徴

低学年～高学年までみんな兄弟・姉妹といった雰囲気、楽しい野球をめざしています。

チームの活動方針

スポーツをしながら心身の強化、礼儀、用具を大切に。また、社会環境への育成を計る。父兄の協力は自主的で、役員制度はありません。

・活動内容紹介

活動時間 毎週土・日曜日

9:00～15:00

練習内容

自分でやりたいポジションを決める。それに測った練習を指導する。

練習グラウンドは犬山緑地A面
入団及び体験は、土日いつでも気軽に参加してください。



平成19年第19回イチロー杯大会3位入賞記念

軟式野球スポーツ少年団：長者町タウン

創立年月日

昭和56年4月1日

指導者数 9人

団員数 23人

主な年間計画

7月 お楽しみ会

12月 納会

2月 卒団式

・チーム紹介

チームメンバー

東小学校 6年、3年、2年、1年

城東小学校 6年、4年、3年

池野小学校 6年、5年

チームの特徴

軟式野球を中心に、

レクレーション活動も楽しく行っています

チームの活動方針

スポーツを通した青少年の健全育成

スポーツを通した青少年の健全育成の喜びを提供する

スポーツを通して青少年の心と体を育てる

・活動内容紹介

活動時間：土日祝日

4～6年生 8時30分～16時

1～3年生 8時30分～12時

練習場所：犬山市立東、池野、今井小学校



<試合にて>



<夏のお楽しみ会>

軟式野球スポーツ少年団：犬山野球

創立年月日

昭和63年3月

指導者数 4人

団員数 35人

主な年間計画

4月 入団式

7月 夏合宿

8月 親子ナイター

1月 初詣

2月 ボーリング大会
卒団式

○チーム紹介

- ・ 4、5、6年生

犬山西小学校、犬山北小学校、犬山南小学校

- ・ チーム戦績

第43回東春信用金庫旗争奪

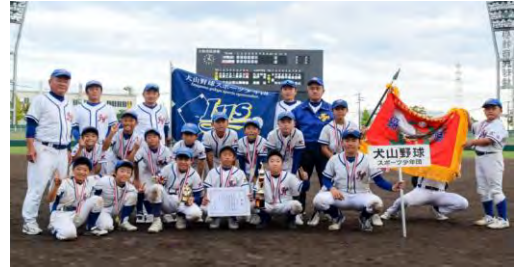
小牧交流戦Aリーグ優勝

- ・ 1、2、3年生

犬山西小学校、犬山北小学校、
犬山南小学校

- ・ 参加大会

尾張JPスポーツティーボール



< 優勝旗とともに >



< 試合前集合写真 >

軟式野球スポーツ少年団：羽黒ファイターズ

創立年月日

平成12年4月1日

指導者数 12人

団員数 19人

主な年間計画

4月 入団式・犬山市春季大会

5月 NBVリーグ戦

6月 小牧交流戦

7月 高校野球観戦・夏合宿

8月 エイビス旗

9月 犬山市新人戦・秋季大会

10月 保護者&指導者親睦会

11月 NBVトーナメント

12月 遠投・ペーラン計測

1月 お別れ交流会

2月 卒団式・紅白戦
ボウリング大会

・ チーム紹介

羽黒ファイターズは小学生17人、年長児2人の計19人のチームです。主役である子供たちが野球を大好きになってくれること、小学生の時だけでなく、中学・高校・大学・社会人になっても野球を続けてくれることを願って「明るく・楽しく・元氣よく」をモットーに日々活動しております。また、心をこめた気持ちのよいあいさつをする、集合・移動はかけ足、整列は素早くしっかり行う等の10の約束のもと、野球以外の礼儀作法も指導しています。

・ 活動内容紹介

土曜日9時～13時、日曜日13時～17時の羽黒小学校グラウンドでの各4時間の練習を基本とし、月2回土曜日午後、山の田公園野球場でも練習しております。練習はキャッチボール・ノックに始まり、実戦を想定した走塁・打撃・守備練習等、何より団員たちが楽しく野球ができることを一番に考えております。時には母集団も練習に参加し親子で野球を楽しみます。

試合は年間で約30試合行います。犬山市スポーツ少年団主催の大会に加え、尾張地区の大会に積極的に参加しております。今年度は6年生が1人で苦戦が続いていますが、みんな一生懸命活動しています。

卒団生が所属する高校の試合観戦、夏合宿での海水浴、いぬやまランニングフェスティバル、団員VS指導者の紅白戦、ボウリング大会等々、楽しいイベントもたくさんあります。



< 集合写真 >



羽黒ファイターズ

< チーム紹介チラシ >

ソフトボールスポーツ少年団：犬山J S B C ドリームズ

創立年月日

令和6年4月1日

指導者数 3人

団員数 17人

主な年間計画

4～6月親睦会リーグ

7月尾張選手権

8月西尾張大会

9月新人戦

10月マルエス新人杯

11月少年少女大会

1月尾張富士登山

&親子ソフト

2月お別れ会・資源回収

3月結成の会

・チーム紹介

2024年より市内3チーム（前原、富岡男子、善師野）と城東スポーツ少年団（創立1997年）が合併し、新しく結成したチームです。30年ほど前、市内の子供会でソフトボールチームが結成されましたが、少子化や習い事の多様化、指導者確保の困難など様々な理由でチーム数が減少し今日に至ります。

現在、2年生から6年生の男女混合で、監督・コーチ・チーム全員が和気あいあいとソフトボールを楽しんでいます。犬山市内の小学生集まれ！モットーは『楽しく』。気軽にグラウンドまでお越しください。

・活動内容紹介

毎週土曜日 9時～12時
前原グラウンドで練習や試合をして、活動しています。



<新人戦>



<尾張富士登山>

サッカースポーツ少年団：犬西F C

創立年月日

昭和 57年 4月 1日

指導者数 34人

団員数 48人

主な年間計画

4月 入団式

5月 親子サッカー

6月 春季大会

7月 フジパンカップ(6年生)

8月 遠征(6年生)、キャンプ

9月 秋季大会

10月 親子サッカー

1月 初蹴り

2月 ラン・フェス

3月 卒団式、OB戦

随時 各学年IFL(リーグ)、コバ
犬山(トーナメント)等

・チーム紹介

犬山西小学校を拠点に活動しているサッカーのスポーツ少年団です。「サッカーを楽しもう」を合言葉に毎週土日、グラウンドで活動しています。

・活動内容紹介

サッカーのテクニックを身に付けるだけではなく、団活動を通じて心身を鍛え、自分で考えて行動する力を養っています。
随時、体験募集中！！ 幼児も大歓迎です！



<グラウンドでの練習>



<創設40周年記念イベント(2022/11)>

サッカースポーツ少年団：犬山北ロケット

創立年月日

昭和58年4月

指導者数 28人

団員数 65人

主な年間計画

4月 総会

8月 夏イベント

12月 クリスマス会

1月 初蹴り

OB招待試合

親子サッカー

3月 リフティング大会

卒団式

お別れ試合

・チーム紹介

チーム構成

1年6人 2年10人 3年8人
4年16人 5年7人 6年18人
北小 城東小

チーム特徴

サッカーを通じて挨拶できること
身体を動かす楽しさ
仲間を大切にすることを学んでいます。

・活動内容紹介

活動時間

土曜日 1～3年 13時～15時
4年 13時～15時半
5・6年 14時～17時
日曜日 1～3年 9時～11時
4年 9時～11時半
5・6年 9時～12時

活動内容

基礎練習を大切に、幅広い年齢層の充実した数の指導者のもと、仲間と一緒にサッカーを楽しんでいます。

他学年や近隣チームとの試合も行います。



< 円陣 >



< 勝利 >

サッカースポーツ少年団：犬山南SSC

創立年月日

昭和60年4月1日

指導者数 10人

団員数 19人

主な年間計画

4月 IFL (6年生大会)

5月 犬山春季大会

6月 フジパンカップ(6年生)

一宮フェスティバル

9月 犬山秋季大会

11月 4年生犬山コバ大会

1月 5年生犬山コバ大会

6年生犬山コバ大会

2月 4年生犬山コバ大会

3月 ファイナルカップ(6年)

・チーム紹介

現在、コーチ10名、団員19名で
犬山南小学校で活動しております。
人数は少ないですが、子供たちと一緒に
楽しくサッカーをしています。

・活動内容紹介

(練習)

毎週土曜日9:00～12:00

毎週日曜日9:00～12:00

(低学年1～3年生 2時間程度)

(低学年4～6年生 2時間30分程度)



< 春季大会にて >



< 円陣組んで一致団結 >

サッカースポーツ少年団：GFC

創立年月日

平成元年4月1日

指導者数 18人

団員数 41人

主な年間計画

4月 入団式

5月 春季大会

6月 フジパンカップ

7月 夏の遠征・試合観戦

8月 夏休み

9月 県交流大会

10月 秋季大会

11月 西尾張大会

12月 招待試合

1月 初蹴り

2月 ガールズ大会

3月 卒団式

・チーム紹介

GFC（楽田フットボールクラブ）は、犬山市南部の楽田地域で活動しているサッカースポーツ少年団です。

サッカーを通じ、スポーツの楽しさを伝え、サッカーの技術向上のみならず、個人の成長、自立を促すと共に集団活動を通して人との繋がり大切さ、仲間への思いやりの大切さを育む活動をしています。



<30周年記念行事>

・活動内容紹介

毎週土・日曜日 楽田小学校グラウンドで練習しています。

定期的に、練習試合も行ってます。



<県交流大会6年生>

サッカースポーツ少年団：犬山東フットボールクラブ

創立年月日

平成4年4月

指導者数 18人

団員数 39人

主な年間計画

4月：合宿

5月：リーグ戦

6月：春季大会

7月：フジパンCUP

8月：リーグ戦

9月：サッカー交流大会

10月：秋季大会

11月：西尾張1・2年大会

12月：蹴り納め

1月：初蹴り・5年6年招待大会

2月：ガールズフェスティバル

3月：6年ファイナルカップ

・チーム紹介

東小・城東小・池野小の3つの学校から集まるスポーツ少年団です。

活動拠点は東小グラウンド。

先輩に現役Jリーガーも輩出しており歴史のある団体です。

基本は各学年にて大会に参加しております。

・活動内容紹介

ボールコントロールと体力を重視して個人技から展開されるパスワークをモットーとしております。

苦手なプレーを克服した際には褒めたたえ、次なる目標に向けてのアドバイスをを行い、ガッツある選手に育て上げる努力を目標としております。



<合宿>



<70周年記念大会>

サッカースポーツ少年団：FCフェザース

創立年月日

平成4年(1992年)

指導者数 19人

団員数 47人

主な年間計画

4月 結団式

7月 親子サッカー・バザー

8月 アイスの日

10月 遠足

11月 親子サッカー・バザー

12月 クリスマス会

1月 初蹴り・尾張富士参拝

2月 犬山ランニングフェス

スポ少体験会参加

3月 親子サッカー・バザー

卒団式

・チーム紹介

FCフェザースは羽黒小をホームグラウンドとし、犬山市近隣の小学校の児童が活動をしているサッカーのスポーツ少年団です。

Fine Fresh Forward and Familyをキャッチフレーズにみんなで戦う事の本質、意味、勝つために自分達で考える力、礼儀、協調性、信頼、思いやりを身に付けて、みんな元気いっぱい無限の可能性を秘めたチームです。

・活動内容紹介

羽黒小の運動場で土・日の週2日、活動をしています。

近年は月に数回練習試合を精力的に行い大会での好成績に繋がっています。

その他に、親子サッカー、アイスの日、遠足、クリスマス会、尾張富士参拝などのレクリエーションを行い、団員やコーチ、家族との絆を深めています。



2024一宮サッカー連盟
小学生サッカーフェスティバル優勝



2024年 遠足(郡上八幡)

ミニバススポーツ少年団：INUYAMA BASKETBALL CLUB

創立年月日(不明)

昭和年月日

指導者数 11人

団員数 68人

主な年間計画

4月 新年度説明会

6月 前期リーグ、スポ少大会

7月 前期リーグ

10月 後期リーグ

11月 後期リーグ

12月 愛知県大会

2月 東海大会、スポ少大会

3月 全国大会、卒団式

・チーム紹介

INUYAMA BASKETBALL CLUBは「バスケットを通じて人を育てる」を理念に犬山北小学校を拠点に活動しております。

全国大会出場を目標に日々の練習に取り組み、「Be a Giver」のスローガンを掲げて一人一人が与えられる存在になることを目指しています。

選手、親、スタッフが三位一体となり、子供達の成長のために全力で向き合いながらサポートし合うことで運営をしております。

・活動内容紹介

全ての選手たちが成長できる環境をつくるため、子供達の成長度に応じて4つのグループ分け(RED, YELLOW, BLUE, GREEN)を実施し、それぞれのカテゴリに必要な練習や試合を組んでいます。また、基礎基本の技術を楽しみながら習得するという目的でハンドリングクエストという取り組みを行っていて、シールを獲得しながらゲーム感覚でスキルアップを目指していきます。



<バスケットを通じて人を育てる>



<ハンドリングクエスト>

ミニバススポーツ少年団：楽田ミニバスケットボール

創立年月日

平成4年4月1日

指導者数 2人

団員数 13人

主な年間計画

4月 入団式

5月 春季市民大会

6月 前期スポ少大会

8月 S.ONEクリニック

9月 わん丸君カップ

12月 秋季市民大会

1月 犬山70周年記念大会

2月 後期スポ少大会

3月 TO講習会

卒団式

・チーム紹介

楽田ミニバスです。平成4年に設立して、現在2年生から5年生の楽田小4人・東小4人・本庄小5人の13人で基礎を中心に楽しくバスケットボールの練習をしています。週3回の練習にはOBも時々手伝いに来てくれる仲の良いチームです。

・活動内容紹介

活動時間 水・金 午後5:00～7:00

土 午前9:00～12:00

活動内容

週3回水曜日・金曜日の夕方5時から7時、土曜日の9時から12時まで練習します。

高学年が低学年を教えたり、基礎練習・体幹を整える体操・OBを交えてのゲームなどをし、次の試合に向けていつも頑張っています。



一龍闘魂！



みんな仲良し！

ミニバススポーツ少年団：羽黒ミニバスケットボール

創立年月日

平7年4月1日

指導者数 1人

団員数 15人

主な年間計画

5月 市民大会

6月 前期大会

8月 合宿

11月 市民大会

12月 合同練習会

3月 後期大会

・チーム紹介

メンバーは羽黒小に通うメンバーが主ですが他にも池野小、東小の市内小学校のメンバーと小牧市から通ってくれてるメンバーもいます。

小学1年生から6年生までいて、小学校までのバスケットではなくてこの先長くバスケットを続けていけるように活動しています。

楽しんでバスケットをすることが一番のチームですが、バスケットを通じてチームワークの大切さ、スポーツマンシップや、感謝の気持ちを大切に活動しています。

・活動内容紹介

活動時間 月曜日 17:00～19:00

木曜日 17:00～19:00

日曜日 9:00～12:00

活動内容

- ① 基礎体力メニュー
- ② 個人スキルアップ
- ③ 実践形式

※その他、その時々にあったメニューを組んで練習しています。



ミニバススポーツ少年団：城東ミニバスケットボール

創立年月日

平成8年

指導者数 6人

団員数 37人

主な年間計画

5月 春季市民大会

6月 前期ミニバス大会

7月 合宿

8月 お楽しみ会

9月 わん丸君カップ

12月 クリスマス会

2月 後期ミニバス大会

3月 卒団式・保護者総会

・チーム紹介

団員構成：男子18人、女子19人

城東小学校・犬山北小学校や

市外の小学校の子が所属

活動方針：ミニバスケットボールを通して
スポーツを楽しみ、礼儀や仲間
の大切さを学ぶ。

・活動内容紹介

練習日：土 PM1：00～4：00

日 AM9：00～12：00

月 PM6：30～8：30

活動内容：市内大会の他、市外チーム
との交流試合に参加。
合宿などイベントの実施。



< 集合写真 >



< お楽しみ会 >

ミニバススポーツ少年団：犬山ベアーズ

創立年月日

平成15年4月

指導者数 11人

団員数 47人

主な年間計画

6月 親睦レクリエーション

12月 クリスマス会

1月 新春ランニング

2月 ランフェス

3月 卒団式

・チーム紹介

犬山ベアーズは男子20人・女子27人のミニバスケットボールチームです。

学年や男女の枠を超えて、犬山ベアーズの仲間
としてコーチと一丸となり、正々堂々とプレー
することを目標に頑張っています。

お互いを尊重し、勝利に向かって仲間と
高めあい、支えあい、競い合いながら、ともに
成長できるチームを目指しています。

・活動内容紹介

主な練習は週に3日、練習を行っています。

【水（18時から21時）土日（午前中）】

コーチの熱心な指導の下で真剣に練習しています。
楽しむときは和気あいあいと、メリハリをつけて
練習に励んでいます。

さまざまな大会や練習試合に出場し、
それぞれの勝利を目指して日々活動していま



< 勝利を目指して! >



< 夏のレクリエーション >

ミニバススポーツ少年団：南部ミニバスケットボール

創立年月日

平成15年4月7日

指導者数 3人

団員数 31人

主な年間計画

4月オフィシャル講習会

5月市民大会前期

6月前期ミニバス大会

7月江南カップ大会

8月合宿

10月ワン丸君カップ

11月アイチミニバス交流会

12月市民大会後期

1月交流大会

2月後期ミニバス大会

3月卒団式

○チーム紹介

・成り立ち

平成2年楽田ミニバスケットスポーツ少年団
発足(男女チーム)。

平成15年南部ミニバスケットボールスポーツ
少年団(女子)として独立

・メンバー構成：主に羽黒・楽田小学校生
6年5人、5年8人、4年4人、3年2人(男子)
2年9人、1年3人 計31人



<高学年チーム>

○活動内容紹介

・活動時間

月、木：17～19時（羽黒小）

土：9～12時（楽田小）



<低学年チーム>

ミニバススポーツ少年団：犬山スマイルズバスケットボールクラブ

創立年月日

令和5年4月1日

指導者数 2人

団員数 24人

主な年間計画

練習日

毎週水曜 18:00～20:00

毎週土曜 17:00～19:30

・チーム紹介

私たち犬山スマイルズは「バスケットでみんな笑顔に！」

をモットーに、まずは、体育館に来て、友だちと
バスケットを楽しんで、バスケットを好きになることを
第一目標としています。

また、バスケットを通して身体を動かすことの楽しさ、
仲間と協力することの大切さ、そして人を思い
やる優しさを育てていきたいと思っています。

・活動内容紹介

基本的な技術の習得をしながらも、まずは誰
でも、バスケットを楽しめるよう、練習の最後には
必ずゲーム形式の試合を行うようにしています。
大会出場を目標とはしていないため、他の習い
事や他競技のスポーツとの兼ね合いもOKです。
いつ来ても気軽に参加できる楽しい雰囲気
で体育館は「笑顔」であふれています。



<犬山城をモチーフにしたロゴ>



<クラブのメンバー>

バレーボールスポーツ少年団：楽田クルーズ

創立年月日

平成4年4月1日（推定）

指導者数 2人

団員数 23人

主な年間計画

4月 犬山スポ少練習会

5月 犬山スポ少前期大会

6月 小連尾張支部大会

8月 スポ少尾張地区大会

9月 犬山スポ少合同交流会

11月 犬山スポ少後期大会

1月 小連尾張支部新人大会

1月 犬山スポ少合同交流会

3月 犬山スポ少お別れ交流会

・チーム紹介

創立から楽田スポーツ少年団バレーボールクラブの名称で平成18年3月まで活動していました。平成19年4月より楽田クルーズスポーツ少年団と名称を変更し現在に至ります。

私たちは楽田小学校の6年生から1年生までの子供たちが中心のチームで、バレーボール始めスポーツを好きになってもらうこと、スポーツ少年団活動を通じて生涯の友達作りが出来ればをモットーに活動しています。

指導者は少ないですが卒団生が指導に来てくれ、子供たちも目を輝かせながら先輩から指導を受けています。

・活動内容紹介

練習日 第1・3火曜日 18:00から20:00

木曜日 17:30から19:30

土曜日 13:00から16:00

主な年間計画以外の活動として、近隣市町のチームとの交流会やバレーボール教室等に積極的に参加し、技術の向上や他のチームとの交流を楽しんでいます。

最近、少子化等の理由により団員の確保や指導者の高齢化が課題となっています。

今後も子供たちがバレーボールを楽しめる環境を確保できるよう活動していきます。



<犬山市体育館柿落し>



犬山市スポーツ協会70周年記念
フレッシュスマッチ

バレーボールスポーツ少年団：こくまるKID'S

創立年月日

平成11年4月1日

指導者数 5人

団員数 16人

主な年間計画

4月 犬山市全体練習

5月 犬山市前期大会
全日本小学生大会
尾張支部予選会

8月 愛知県西尾張支部大会

9月 合同交流会

11月 犬山市後期大会

1月 犬山市合同交流会

2月 犬山市合同交流会

3月 お別れ交流会・卒団式
親子バレーボール大会

<チーム紹介>

- ・校区：犬山市、近隣市町小学校
- ・学年：1年から6年

・チームの特徴

こくまるKID'Sは、卒団したOGが練習参加してくれる時もあり、親子バレーボール大会企画では、卒団生、OG、保護者大勢でバレーボールを楽しむ、仲の良いチームです。

・チームの活動方針

楽しくバレーボール練習に取り組みながら、挨拶、チームワークの大切さを知り、体力と心の成長を大切にしています。

<活動内容紹介>

・活動時間

水曜日 18:00~21:00

土曜日 13:00~17:00

・活動内容

バレーボール練習、練習試合、大会出場

・練習内容

基礎練習

レシーブ、トス、サーブ、アタック

上達練習

3マン、サーブカット

フォーメーション向上、他



<日頃の成果を練習試合で発揮>



<親子バレーで楽しく交流、一致団結！>

バレーボールスポーツ少年団：城東スプリングス

<p>創立年月日 平成22年4月1日</p> <p>指導者数 4人</p> <p>団員数 23人</p> <p>主な年間計画</p> <p>4月 バレーボール全体練習会</p> <p>5月 前期バレーボール大会</p> <p>6月 小中学生交流会</p> <p>7月 お楽しみ会</p> <p>8月 愛知県西尾張地区大会</p> <p>9月 指導者育成事業</p> <p>9月 バレーボール合同交流会</p> <p>11月 後期バレーボール大会</p> <p>12月 お楽しみ会</p> <p>1月 バレーボール合同交流会</p> <p>3月 バレーボールお別れ交流会</p> <p>3月 卒団式・総会</p>	<p>・チーム紹介</p> <p>城東小学校 2年4年5年6年</p> <p>東小学校 4年6年</p> <p>北小学校 5年</p> <p>・活動方針</p> <p>①健やかな心と体力の育成</p> <p>②協力と思いやりの心を養う</p> <p>・活動内容紹介</p> <p>活動時間 9時～12時(土曜日 今井小学校)</p> <p>13時～16時(日曜日 城東小学校)</p> <p>※日曜日16時～17時は自由参加</p> <p>活動内容</p> <p>バレーボール競技練習及びルールの習得</p> <p>バレーボール競技会への参加</p>	 <p><合同交流会3位></p>  <p><練習試合></p>
---	---	--

バレーボールスポーツ少年団：犬山Frogs

<p>創立年月日 平成30年4月1日</p> <p>指導者数 6人</p> <p>団員数 中学生36人 小学生46人</p> <p>主な年間計画</p> <p>4月 犬山大会(小)</p> <p>5月 JVA大会(小)</p> <p>6月 ヤングクラブ大会(中)</p> <p>7月 愛知県中体連(中)</p> <p>9月 西尾張大会(小)岐阜ヤング大会</p> <p>10月T-FIVE(小)</p> <p>11月犬山大会(小)</p> <p>12月忘年会</p> <p>1月新人戦(小)伊吹杯(中)</p> <p>2月U14クラブ大会(中)</p> <p>3月お別れ交流会(小)卒団式 三重ヤング大会(中)</p>	<p>・チーム紹介</p> <p>「バレーボールを続ける子を育てたい」</p> <p>2018年に小学生チームを立ち上げ、2022年より中学生チームの活動も始めました。これにより、小中一貫指導が可能となりました。</p> <p>今では小牧、岩倉、春日井、名古屋など、郊外からの入団希望者も増えてきました。学校、年齢関係なく、バレーボールを楽しんでいます。</p> <p>・活動内容紹介</p> <p>水曜 小学生 18：30～20：30</p> <p>中学生 18：30～21：30</p> <p>土曜 小学生 9：00～12：30</p> <p>日曜 小学生 14：00～17：30</p> <p>中学生 18：30～21：30</p> <p>試合のため、1日の活動になる日もあります。</p> <p>その他、大会の打ち上げや忘年会等のレク活動も行っています。</p>	 <p><中学男子 岐阜ヤング大会></p>  <p><小学男女 犬山大会></p>
---	---	--

空手道スポーツ少年団：犬山空手教室

創立年月日

昭和55年4月1日

指導者数 8人

団員数 61人

主な年間計画

5月 市民大会

6月 昇級昇段審査

7月 空手教室

11月 演武大会

昇級昇段審査

1月 寒稽古

3月 卒団式

・チーム紹介

犬山市内又は犬山市近郊在住 小学生56人・幼児5人が在籍

初級クラス・中級クラスに分かれて基本・形・組手・古武道の稽古をおこなう。

また、空手の稽古をとおして挨拶礼儀を学び、心技体の成長を目指す。



<第42回演武大会>

・活動内容紹介

練習日

・毎週月・木曜日

(南小学校体育館)

初級18:30~

中級19:45~

・毎週土曜日(犬山市武道館)

親子空手教室 10:00~

特別強化練習 18:00~



<組手試合の様子>

少林寺スポーツ少年団：少林寺拳法犬山

創立年月日

平成13年6月24日

指導者数 4人

団員数 34人

主な年間計画

5月 東海大会

7月 夏季合宿

8月 春日井大会

12月 道場納/クリスマス会

1月 道場初め/書初め

・チーム紹介

少林寺拳法は日本固有の武道です。

みんなが男女関係なく仲の良い仲間達です。

自分だけではなく仲間と一緒に

心と体の両方を鍛えられる少年団です。



<合宿風景>

・活動内容紹介

少林寺拳法では自分の可能性を信じて行動できる”人づくり”が目的です。

人との比較ではなく、昨日の自分と比較して、真の”強さ”を磨き鍛え、そして、人の役に立てる人間を育てています。



<棒術の練習>

バドミントンスポーツ少年団：犬山ドリームズ

創立年月日

平成2年4月

指導者数 10人

団員数 40人

主な年間計画

4月 入団式

5月 小学生ABC大会

6月 愛知県シングルス大会

7月 愛知県ダブルス大会

8月 夏のイベント

10月 スポ少犬山大会

11月 愛知県団体戦

12月 クリスマス会

1月 愛知県合同合宿

2月 愛知県新人戦

3月 卒団式

・チーム紹介

本チームは、小学生1年生から中学3年生までで活動しています。

県大会上位入賞に向けて、日々練習に向き合っています。



<犬山小中学生大会>

・活動内容紹介

週2回土日に4時間ほど練習があります。

そのうち半分の時間は走ったりするトレーニングになります。

そのため後半のラケットを使用した練習は内容の濃い練習を心がけています。



<夏のイベント>

資 料 編

歴代役員、競技団体会長・理事の一覧

スポーツ表彰受賞者一覧

歴代賛助会員一覧表

犬山市スポーツ協会定款

犬山市スポーツ協会表彰規定・内規

犬山市スポーツ少年団規約

愛知県体育協会表彰・四市交歓体育大会功労賞表彰・犬山市体育協会表彰 受賞者一覧表

(平成16年から令和6年における受賞者)

年 度	愛 知 県 体 育 協 会	四 市 交 歓 体 育 大 会	犬 山 市 体 育 協 会
平成16年	藤田 辰男 (軟式野球) 横井 且英 (サッカー)	《第49回》 松浦 清昭 (ソフトボール) 小川加津美 (射撃) 奥田 峰男 (柔道)	〈功労賞〉 大泉 勝 (ソフトボール) 〈奨励賞〉 中尾 定美 (弓道) 仙田 昌孝 (弓道) 秋吉 兼文 (サッカー) 尾辻 宗幸 (サッカー) 今屋 昭人 (サッカー)
平成17年	仙石 金一 (ソフトボール) 岡田 和明 (サッカー)	《第50回》 木下 秀男 (ソフトボール) 和田 豊 (軟式野球) 市川 豊 (サッカー)	〈功労賞〉 大澤美智代 (ソフトボール) 伊藤 勝美 (ソフトボール) 〈奨励賞〉 柴田 和子 (テニス) 丹羽 一彦 (サッカー) 兼松 久好 (サッカー)
平成18年	渡辺 侑子 (ソフトボール) 河田 計司 (弓道)	《第51回》 溝口美智子 (バドミントン) 近藤 五男 (軟式野球) 佐橋 昇 (ソフトテニス)	〈功労賞〉 安田 秀樹 (弓道) 石田 徳一 (ソフトボール) 柳見澤 正 (ソフトボール) 〈奨励賞〉 稲垣 幸三 (サッカー) 服部 豊 (サッカー) 滝沢 利治 (弓道) 右田 友次 (弓道)
平成19年	木下 秀男 (ソフトボール) 佐橋 昇 (ソフトテニス) 岡田 俊三 (犬山市体育協会) 水野 伸子 (犬山市体育協会) 横井 耕市 (犬山市体育協会)	《第52回》 伊藤 昌弘 (サッカー) 引地 清一 (ソフトボール) 星野 善樹 (軟式野球)	〈功労賞〉 松浦 功 (ソフトボール) 二見 廣二 (ソフトボール) 藤澤真木夫 (バドミントン) 松浦 一郎 (グラウンド・ゴルフ) 岡田 俊三 (グラウンド・ゴルフ) 紀藤 公二 (グラウンド・ゴルフ) 〈奨励賞〉 戸高 昭治 (サッカー) 松田 聡 (サッカー) 今井 伸枝 (グラウンド・ゴルフ)
平成20年	横田 強 (犬山市体育協会) 木納 隆義 (犬山市体育協会) 岡山 正子 (バレーボール) 松浦 清昭 (ソフトボール) 小柳津光正 (ソフトテニス)	《第53回》 稲田 詠二 (ソフトボール) 藤田 辰男 (軟式野球) 小柳津光正 (ソフトテニス)	〈功労賞〉 浅倉 淳夫 (ソフトボール) 宮島 啓六 (バウンドテニス) 阪口美保子 (バレーボール) 日比野真代 (バレーボール) 三輪 征子 (グラウンド・ゴルフ) 〈奨励賞〉 河村 紀一 (ソフトボール) 千葉 昌胤 (サッカー) 鶴飼 達哉 (サッカー) 永柄 直義 (弓道) 小山 富生 (弓道) 小川 義一 (グラウンド・ゴルフ)
平成21年	市川 豊 (犬山市体育協会) 稲田 詠二 (ソフトボール) 井戸 正俊 (スキー)	《第54回》 柳見澤 正 (ソフトボール) 森川 幸子 (バレーボール) 金成 敏弘 (バレーボール)	〈功労賞〉 柏倉 和子 (山岳) 野中 義彦 (ゴルフ) 小川 通也 (ゴルフ) 宮地 繁誠 (ゴルフ)

年 度	愛 知 県 体 育 協 会	四 市 交 歓 体 育 大 会	犬 山 市 体 育 協 会
平成 2 1 年			〈奨励賞〉 玉置 幸哉 (軟式野球) 石田 千尋 (サッカー) 青木 伸光 (サッカー) 二宮 修二 (サッカー) 福田征喜夫 (ソフトボール) 坂梨 昭二 (ソフトボール)
平成 2 2 年	引地 清一 (ソフトボール) 浦本 直記 (犬山市体育協会) 田中 豊明 (バレーボール)	《第 5 5 回》 浦本 直記 (空手) 高木 金彦 (スキー) 笹倉 八郎 (ソフトボール)	〈功労賞〉 小林 義雄 (陸上) 野川 昌宏 (サッカー) 熊澤かよ子 (バレーボール) 中村 幸夫 (グラウンド・ゴルフ) 〈奨励賞〉 吉田 直二 (軟式野球) 東 和美 (軟式野球) 斉木 修 (サッカー) 近藤 龍也 (サッカー) 宮崎 澄男 (ソフトボール) 奥村 和義 (ソフトボール)
平成 2 3 年	倉知 正人 (弓道) 柳見澤 正 (ソフトボール)	《第 5 6 回》 保坂 毅 (ソフトボール) 日比野真代 (バレーボール) 阪口美保子 (バレーボール)	〈功労賞〉 永井 恵三 (軟式野球) 江口みさ子 (バレーボール) 野口 義彦 (ゴルフ) 〈奨励賞〉 吉田 茂 (ソフトボール) 荒 宏志 (サッカー) 小倉 英司 (サッカー) 金井 久明 (サッカー) 小栗 和也 (ソフトテニス)
平成 2 4 年	笹倉 八郎 (ソフトボール) 柴田 恭志 (陸上競技) 中村 幸夫 (グラウンド・ゴルフ)	《第 5 7 回》 石田 徳一 (ソフトボール) 水野 良明 (剣道) 大久保真一 (テニス)	〈功労賞〉 古川 和子 (グラウンド・ゴルフ) 松浦 峰義 (陸上) 伊藤 清 (軟式野球) 〈奨励賞〉 井野口佳代己 (ソフトボール) 金井 章 (サッカー) 高野 博之 (サッカー) 玉置 秀敏 (サッカー) 名田 仁 (ソフトテニス) 松沢 和浩 (軟式野球) 斉藤 信隆 (ゴルフ)
平成 2 5 年	三輪 征子 (グラウンド・ゴルフ) 保坂 毅 (ソフトボール) 佐橋 好春 (陸上競技)	《第 5 8 回》 野川 昌宏 (サッカー) 松浦 峰義 (陸上競技) 熊澤かよ子 (バレーボール)	〈功労賞〉 斉藤 紘宇 (軟式野球) 柴田 恭志 (陸上競技) 兼松 秀和 (弓道) 〈奨励賞〉 笠原 武生 (ソフトボール) 澤木 利正 (軟式野球) 坂口 良人 (サッカー) 桜井 成王 (サッカー) 林 匡範 (バウンドテニス) 江崎 友治 (サッカー)

年 度	愛 知 県 体 育 協 会	四 市 交 歓 体 育 大 会	犬 山 市 体 育 協 会
平成26年	石田 徳一 (ソフトボール) 斉藤 紘宇 (軟式野球) 横田 幸男 (犬山市体育協会)	《第59回》 二見 廣二 (ソフトボール) 斉藤 紘宇 (軟式野球) 岡 重行 (空手)	《功労賞》 野沢 敏 (軟式野球) 岡崎日出季 (弓道) 《奨励賞》 筒井 康史 (サッカー) 玉置登志朗 (サッカー) 松本新一郎 (サッカー) 森川 信行 (ソフトボール)
平成27年	梶川 増蔵 (犬山市体育協会) 二見 廣二 (ソフトボール) 野沢 敏 (軟式野球)	《第60回》 堤 善昭 (空手) 大泉 勝 (ソフトボール) 野沢 敏 (軟式野球)	《功労賞》 宮田 孝秀 (軟式野球) 佐藤 尚美 (弓道) 大竹みゆき (バレーボール) 伊藤 良奈 (バレーボール) 大澤 誠一 (バレーボール) 富塚 貢 (グラウンド・ゴルフ) 後藤 靖久 (グラウンド・ゴルフ) 《奨励賞》 三宅 一夫 (軟式野球) 大藪 佳輝 (陸上競技) 村田 勝也 (サッカー) 森田 幹治 (サッカー) 豊田 靖臣 (サッカー) 伊藤すみ江 (弓道) 保浦久美子 (弓道) 伊藤 紀世 (ソフトボール)
平成28年	富塚 貢 (グラウンド・ゴルフ) 大泉 勝 (ソフトボール) 兼松 康江 (弓道)	《第61回》 宮田 孝秀 (軟式野球) 伊藤 勝美 (ソフトボール) 藤澤真木夫 (バドミントン)	《功労賞》 吉田三喜男 (グラウンド・ゴルフ) 佐藤 文明 (軟式野球) 鈴木 正 (バウンドテニス) 一木 咲太 (空手) 菊谷 昇吾 (空手) 与儀 勇友 (空手) 真子 陽遥 (空手) 林 花蓮 (空手) 奥田 稀羽 (空手) 増田 雄心 (空手) 小島 慶大 (空手) 木津ブライト (スポーツ少年団) 《奨励賞》 鷺見 昭男 (軟式野球) 三原 三幸 (ソフトボール) 岩切 佳三 (サッカー) 吉田 建蔵 (サッカー) 上西 勇司 (サッカー) 安藤 武彦 (スポーツ少年団) 岩田 美和 (スポーツ少年団)
平成29年	宮地 繁誠 (ゴルフ) 安田 秀樹 (弓道) 宮田 孝秀 (軟式野球)	《第62回》 佐藤 文明 (軟式野球) 大澤美智代 (ソフトボール)	《功労賞》 中村 洋一 (軟式野球) 水野 宣治 (弓道) 松井 明美 (バレーボール) 杉本 陽子 (バレーボール) 加藤 積幸 (グラウンド・ゴルフ) 上村 檜英 (空手)

年 度	愛 知 県 体 育 協 会	四 市 交 歓 体 育 大 会	犬 山 市 体 育 協 会
平成29年			一木 咲太 (空手) 真子 陽遙 (空手) 小島 慶大 (空手) 増田 雄心 (空手) 奥田 稀羽 (空手) 関 彪太 (空手) 木津ブライト(スポーツ少年団) 《奨励賞》 菅原 勇行 (ソフトボール) 千田 昌司 (サッカー) 広瀬賢太郎 (サッカー) 森本 修 (サッカー) 森 孝 (軟式野球)
平成30年	伊藤 勝美 (ソフトボール) 佐藤 文明 (軟式野球) 熊澤かよ子 (バレーボール)	《第63回》 河村 紀一 (ソフトボール) 中村 洋一 (軟式野球)	《功労賞》 稲垣 稔 (グラウンド・ゴルフ) 兼松 宏彰 (軟式野球) 一木 詞斗 (空手) 《奨励賞》 長谷川 誠 (ソフトボール) 水谷 明 (サッカー) 今井 健 (サッカー) 奥村 進次 (サッカー)
年 度	愛知県スポーツ協会	犬山市体育協会《功労賞》	犬山市体育協会《奨励賞》
令和元年	中村 洋一 (軟式野球) 多和田 聡 (ソフトテニス) 大澤美智代 (ソフトボール) 犬山市スポーツ少年団 尾辻 宗幸 (スポーツ少年団) 横井 且英 (スポーツ少年団) 今屋 昭人 (スポーツ少年団)	山羽 賢市 (弓道) 宮地美知子 (バレーボール) 桜井亜希子 (バレーボール) 丸山 範子 (バレーボール) 鈴井 佳貴 (バレーボール)	勝目 宏作 (ソフトボール) 山下 憲二 (サッカー) 渡部 頼和 (サッカー) 保浦 宣之 (サッカー) 大野 良重 (弓道) 本田 昌幸 (スポーツ少年団) 林 虎鉄 (空手) 山田 翔偉 (空手) 上村 樅蒼 (空手) 上村 檜英 (空手) 一木 咲太 (空手) 真子 陽遥 (空手) 奥田 稀羽 (空手) 増田 雄心 (空手) 田島 大煌 (空手) 伊藤 岳 (空手)
令和2年	河村 紀一 (ソフトボール) 江口みさ子 (バレーボール) 伊藤 敏彦 (水泳) 金井 久明 (スポーツ少年団) 二宮 修二 (スポーツ少年団)		玉田 久男 (ソフトボール) 三輪 征宏 (サッカー) 竹内 暁彦 (サッカー) 戸松 真司 (サッカー)
令和3年	兼松 秀和 (弓道) 堤 善昭 (空手) 伊藤 良奈 (バレーボール)	長屋 邦彦 (バウンドテニス) 林 和雄 (卓球) 上田千鶴子 (卓球) 小川 薫 (柔道) 小川 聡 (サッカー)	加藤 栄司 (ソフトボール) 岩塚 安彦 (サッカー) 今田 聡 (サッカー) 日比野吉伸 (サッカー) 立川 秀夫 (弓道) 田島奈生美 (スポーツ少年団) 小川 恭弥 (柔道) 前田 葉里 (空手) 林 虎鉄 (空手) 山田 翔偉 (空手) 一木 咲太 (空手) 真子 陽遥 (空手)

年 度	愛知県スポーツ協会	犬山市体育協会《功労賞》	犬山市体育協会《奨励賞》
令和3年			與儀 勇友（空手） 奥田 稀羽（空手） 田島 大煌（空手） 奥 陽斗（空手）
令和4年	入尾 範之（卓球） 高木 浩行（犬山市体育協会） 岡崎日出季（弓道） 庄田 幸彦（スポーツ少年団）	坂井 忍（バスケットボール） 小川さとみ（柔道） 中村 友彦（サッカー） 大原 琉愛（少林寺拳法）	後藤 利之（弓道） 粟津 里美（ソフトボール） 兼松 純洋（サッカー） 小池 信和（サッカー） 小野 孝介（サッカー） 木納 一輝（弓道） 小川 恭弥（柔道） 小寺 美妃（ゴルフ） 内田 稟子（ゴルフ） INUYAMABASKETBALL(空手) 前田 葉里（空手） 一木 咲太（空手） 與儀 勇友（空手） 林 花蓮（空手） 奥 康太朗（空手） 奥田 稀羽（空手） 一木 詞斗（空手） 田島 大煌（空手） 天野 翔太（空手） 吉野 結香（空手） 奥 陽斗（空手）
令和5年	齊藤 信隆（ゴルフ） 坂井 忍（バスケットボール） 小川さとみ（柔道） 菅野 勇雄（スポーツ少年団）	久郷 大完（射撃） 原 正男（バレーボール）	弓田 勝紀（スポーツ少年団） 平田 政人（スポーツ少年団） 田中 好克（サッカー） 大澤 典正（サッカー） 土屋 吉伸（サッカー） 名田 仁（ソフトテニス） 澤田 和宏（柔道） 板津 博之（弓道） 丹羽 諒（ゴルフ） 内田 稟子（ゴルフ） 平手 文子（ゴルフ）
年 度	愛知県スポーツ協会	犬山市スポーツ協会《功労賞》	犬山市スポーツ協会《奨励賞》
令和6年	鹿野 準（犬山市スポーツ協会） 渡會由貴夫（卓球） 久郷 大完（射撃） 筒井 康史（スポーツ少年団）		

賛助会員名簿（H16からR6の期間に加入いただいていた企業・個人）* 加入順

番号	事業所名・氏名	加入年月日	退会年月日
1	東洋自慢酒造 株式会社	H2. 1. 8	現在に至る
2	(株)マンツネパッケージ	H2. 2. 2	H20. 12. 4
3	大同メタル工業株式会社	H2. 2. 2	H23. 6. 5
4	桑原木材 株式会社	H2. 2. 2	現在に至る
5	犬山ガス 株式会社	H2. 2. 2	現在に至る
6	東洋紡株式会社 犬山工場	H2. 2. 2	現在に至る
7	(有)富士鍍金工業所	H2. 2. 2	H26. 1. 26
8	株式会社 愛知機工	H2. 2. 3	現在に至る
9	敷島製パン株式会社 犬山工場	H2. 2. 3	現在に至る
10	(株)アルファ日産	H2. 2. 5	H18. 12. 21
11	村田機械株式会社 犬山事業所	H2. 2. 5	現在に至る
12	エナジーサポート 株式会社	H2. 2. 13	現在に至る
13	東洋ファイン 株式会社	H2. 2. 16	現在に至る
14	サントリープロダクツ株式会社 木曾川工場	H2. 2. 19	現在に至る
15	株式会社 安桜	H2. 2. 21	現在に至る
16	(株)丹羽由	H2. 2. 21	R5. 6. 12
17	株式会社 白帝社	H2. 2. 21	現在に至る
18	株式会社 ダイア	H2. 2. 22	現在に至る
19	株式会社 稲葉製作所 犬山工場	H2. 2. 22	現在に至る
20	青山建設 (株)	H2. 2. 23	R4. 1. 26
21	株式会社 伊藤土建	H2. 2. 28	H22. 7. 7
22	(株)ニュータス	H2. 2. 28	H30. 7. 20
23	キューホールディングス 株式会社	H2. 3. 8	現在に至る
24	愛北木材 株式会社	H2. 3. 14	現在に至る
25	矢崎化工株式会社 犬山工場	H2. 3. 16	H23. 12. 14
26	大和企画 株式会社	H2. 3. 20	現在に至る
27	株式会社 三菱UFJ銀行犬山支店	H2. 3. 22	現在に至る
28	株式会社 宮岡商店	H2. 3. 26	現在に至る
29	大脇米穀店	H2. 3. 29	H19. 5. 30
30	尾関作十郎陶房	H2. 3. 29	現在に至る
31	犬山福祉事業協同組合	H2. 4. 1	H16. 6. 29
32	(株)石田鉄工所	H2. 4. 1	H27. 7. 10
33	(株)島由樹脂	H2. 4. 1	H18. 7. 18
34	木納商会	H2. 4. 1	H29. 4. 17
35	小島施設株式会社	H2. 4. 1	H16. 12. 19
36	高木写真館	H2. 4. 1	H27. 3. 31
37	天衣工業株式会社	H2. 4. 1	H22. 12. 16
38	中村電機工業株式会社	H2. 4. 1	H22. 11. 25
39	舟橋陽一郎	H2. 4. 1	H28. 3. 27
40	本多克郎	H2. 4. 1	H19. 7. 14
41	宮博建設(株)	H2. 4. 1	H19. 5. 16

番号	事業所名・氏名	加入年月日	退会年月日
42	山口建鐵株式会社	H2. 4. 1	H23. 12. 8
43	勝建設 株式会社	H2. 4. 1	現在に至る
44	長瀬一男	H2. 4. 1	現在に至る
45	有限会社 マルヒロ	H2. 4. 1	現在に至る
46	料理割烹清川	H2. 4. 8	R2. 4. 7
47	有限会社 仙田運動具店	H2. 4. 11	現在に至る
48	(有)藤原商店	H2. 5. 1	R2. 11. 30
49	(資)福富商店	H2. 5. 16	H27. 7. 10
50	今仙電機製作所	H2. 6. 30	R2. 7. 2
51	ケミカルテック株式会社	H3. 4. 1	現在に至る
52	白帆スタジオ	H3. 4. 1	H23. 12. 8
53	株式会社 清水屋犬山橋爪店	H3. 4. 1	現在に至る
54	大沢合成工業所	H3. 11. 25	H21. 12. 16
55	株式会社 新栄工業	H4. 2. 18	現在に至る
56	ヒロセ株式会社 名古屋工場	H4. 2. 28	H17. 5. 11
57	株式会社 シンエイライフ	H4. 3. 19	H16. 5. 22
58	(株)名鉄犬山ホテル	H4. 4. 1	H30. 12. 11
59	学校法人 光明学園	H4. 9. 1	現在に至る
60	犬山しろひがし商業協同組合	H4. 10. 9	H17. 10. 13
61	株式会社 オクムラ	H4. 10. 17	現在に至る
62	株式会社 森土商會	H4. 11. 20	現在に至る
63	寿洋菓(株)	H4. 11. 24	H21. 1. 15
64	株式会社 横井包装	H4. 11. 25	現在に至る
65	井上大和	H4. 11. 27	H25. 6. 18
66	後藤陶逸陶苑	H4. 11. 30	現在に至る
67	株式会社 各務原商事	H4. 12. 1	R6. 3. 31
68	(株)ワコー車検センター	H4. 12. 4	H25. 2. 2
69	合資会社 博文社	H4. 12. 16	現在に至る
70	小林義雄	H5. 1. 27	H17. 12. 29
71	鈴木光雄	H5. 2. 19	H16. 5. 27
72	株式会社 青山組	H5. 5. 1	現在に至る
73	犬山料理業組合	H5. 5. 25	R1. 11. 6
74	山根水道工業 株式会社	H5. 6. 23	現在に至る
75	医療法人 松浦病院	H5. 12. 1	H20. 7. 4
76	渡邊達也	H7. 7. 4	H23. 10. 2
77	大和印刷株式会社	H7. 9. 15	H26. 6. 27
78	坂野秀生	H7. 11. 12	R3. 6. 19
79	掛札保雄	H9. 4. 1	H16. 4. 1
80	スポーツ&サービス オフサイド	H9. 4. 28	H22. 6. 28
81	株式会社 オオイ	H9. 7. 9	H23. 12. 6
82	センガ株式会社	H9. 7. 10	現在に至る
83	株式会社 小川製作所	H9. 7. 15	現在に至る

番号	事業所名・氏名	加入年月日	退会年月日
84	有限会社 大野屋	H9. 7. 15	現在に至る
85	セイトク工業 有限会社	H9. 7. 16	現在に至る
86	株式会社 ワクタ	H9. 7. 18	現在に至る
87	日本紙工業 株式会社	H9. 9. 8	現在に至る
88	東航エンジニアリング 株式会社	H9. 11. 16	現在に至る
89	株式会社 コンダクター	H10. 4. 1	現在に至る
90	江戸っ子	H13. 3. 16	H23. 1. 5
91	ミズノ(株)	H13. 4. 17	H19. 2. 8
92	文化出版株式会社	H13. 5. 22	H23. 12. 8
93	株式会社 林鉄工所	H13. 5. 25	現在に至る
94	有限会社 豊場屋	H14. 10. 27	現在に至る
95	合同会社 みやこや	H15. 9. 19	現在に至る
96	中部魚錠 株式会社	H15. 11. 25	現在に至る
97	医療法人 竹内整形外科クリニック	H16. 6. 17	現在に至る
98	安藤医院	H16. 7. 15	現在に至る
99	ウメダ株式会社	H16. 7. 15	H22. 5. 22
100	株式会社 松田設計	H16. 7. 15	現在に至る
101	ごとう歯科	H16. 7. 15	R5. 6. 8
102	株式会社 成正建装	H16. 9. 28	現在に至る
103	(株)ワイジェーエス	H16. 9. 28	H23. 4. 22
104	河田歯科医院	H16. 9. 28	現在に至る
105	合資会社 犬山衛生社	H16. 9. 28	現在に至る
106	中京研磨 株式会社	H16. 9. 28	現在に至る
107	安田法務測量事務所	H16. 9. 28	現在に至る
108	有限会社 あじか	H16. 9. 28	現在に至る
109	安達建築(株)	H16. 10. 5	H27. 7. 10
110	株式会社 島正技研	H16. 10. 5	現在に至る
111	菊吉運輸 株式会社	H16. 10. 5	現在に至る
112	キトウ歯科医院	H16. 10. 5	H26. 7. 11
113	(有)板津燃料店	H16. 10. 5	H27. 7. 10
114	有限会社 奥村工業所	H16. 10. 5	H22. 4. 29
115	若松屋 肝巻	H16. 10. 5	現在に至る
116	株式会社 カトージ	H16. 10. 22	現在に至る
117	ケイ・ティ・エム(有)	H16. 10. 27	H20. 5. 10
118	有限会社 杉本保険サービス	H16. 10. 27	H21. 12. 18
119	松野屋 有限会社	H16. 10. 31	現在に至る
120	安田電業 株式会社	H16. 10. 31	現在に至る
121	(株)イクサム	H16. 11. 12	H30. 7. 29
122	株式会社 犬山カントリー倶楽部	H16. 11. 12	現在に至る
123	井川丈佳司	H18. 7. 22	現在に至る
124	犬山ゴム工業 株式会社	H18. 7. 22	現在に至る
125	奥村正成	H18. 7. 22	H26. 7. 16

番号	事業所名・氏名	加入年月日	退会年月日
126	株式会社 宮田機械店	H18. 7. 22	R6. 3. 31
127	合資会社 大梅商店	H18. 7. 22	H21. 5. 21
128	タイヤショップME犬山本店	H18. 7. 22	現在に至る
129	花のみやじま	H18. 7. 22	H21. 8. 25
130	葉山ライト工業所	H18. 7. 22	現在に至る
131	奥田峰男	H18. 7. 24	H19. 11. 28
132	永井宏治	H18. 7. 24	H20. 12. 9
133	成田山 大聖寺	H19. 9. 8	現在に至る
134	小川浩史	H20. 2. 25	R5. 1. 30
135	立野精密株式会社	H20. 4. 10	現在に至る
136	株式会社 豊栄自動車	H20. 9. 3	現在に至る
137	株式会社 東円鋳工所	H21. 8. 23	現在に至る
138	犬山商工会議所	H22. 4. 1	現在に至る
139	(特非)いぬやまe-コミュニティーネットワーク	H23. 12. 1	R6. 3. 31
140	山田接骨院	H24. 4. 6	R6. 3. 31
141	有限会社 愛河興業	H28. 12. 16	現在に至る
142	学校法人市邨学園 名古屋経済大学	H29. 4. 13	現在に至る
143	税理士法人 中村会計	R3. 6. 1	現在に至る
144	株式会社 フジプリント	R4. 5. 12	現在に至る
145	有限会社 ノリタケ	R4. 5. 24	現在に至る
146	落合精工 株式会社	R4. 6. 2	現在に至る
147	司法書士 林昭夫 事務所	R4. 6. 3	現在に至る
148	有限会社 中部リサイクル産業	R4. 6. 3	現在に至る
149	今井設備工業 株式会社	R4. 6. 4	現在に至る
150	針綱神社	R4. 6. 6	現在に至る
151	小島鋳金工業株式会社	R4. 6. 17	現在に至る
152	美乃又住宅設備合資会社	R4. 6. 17	現在に至る
153	秋山設備工業株式会社	R4. 6. 20	現在に至る
154	有限会社 浅野保温	R4. 7. 14	現在に至る
155	株式会社 山善	R4. 9. 13	現在に至る
156	つがお観音 寂光院	R5. 8. 4	現在に至る
157	有限会社 関西	R5. 9. 1	現在に至る
158	医療法人 宮田医院	R5. 9. 4	現在に至る
159	医療法人 桑生会 くわばらクリニック	R5. 9. 4	現在に至る
160	榊原こどもクリニック	R5. 9. 4	現在に至る
161	キャッスルキッズクリニック	R5. 9. 6	現在に至る
162	社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院	R5. 9. 19	現在に至る
163	株式会社 maruichi	R6. 11. 21	現在に至る
164	有限会社 池田屋	R6. 12. 16	現在に至る

特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会定款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 目的及び事業（第3条―第5条）
 - 第3章 会員（第6条―第12条）
 - 第4章 役員及び職員（第13条―第21条）
 - 第5章 総会（第22条―第31条）
 - 第6章 理事会（第32条―第39条）
 - 第7章 専門委員会（第40条）
 - 第8章 資産及び会計（第41条―第52条）
 - 第9章 定款の変更、解散及び合併（第53条―第56条）
 - 第10章 公告の方法（第57条）
 - 第11章 雑則（第58条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県犬山市大字羽黒新田字上堅箴1番地1に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、犬山市におけるスポーツ団体等を総括し、生涯スポーツの普及及び振興を図り、もって市民の体力向上、健康増進及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ア 市民の健康、体力づくりの活動に関する行事の実施及び協力
 - イ スポーツに関する行事の実施及び協力
 - ウ スポーツの指導者養成、確保及び派遣
 - エ スポーツに関する調査、研究、啓発及び広報
 - オ スポーツ団体の強化発展並びに連絡、情報の交換及び提携
 - カ スポーツ関係功労者の表彰
 - キ スポーツに関する各種競技会への選手派遣及び競技力の向上
 - ク 公共施設の管理及び運営
 - ケ その他本会の目的達成に必要な事業
- (2) その他の事業
 - ア 物品販売事業
 - イ 興行及び出版事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする個人及び団体（以下この条において「入会申込者」という。）は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の入会について、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 3 会長は、正当な理由により入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上50人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を理事長、1人を副理事長、1人を会計担当理事とし、また、必要に応じて1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、理事長、副理事長及び会計は、理事会の推薦に基づき総会で選出する。
- 3 副会長・専務理事は、会長が任命する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長、副会長及び理事長は、この法人を代表する。

- 2 会長は、この法人の業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した

順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事長は、会長の命を受け、この法人の会務及び事業等の執行を統括する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 専務理事は事務局長を兼ねることができ、この法人の会務及び事業等の執行をする。
- 7 会計担当理事は、会長の命を受け、この法人の経理を処理する。
- 8 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 9 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長・顧問・相談役・参与)

第20条 この法人に、法上の役員のほかに名誉会長、顧問、相談役及び参与（以下「名誉役員」という。）を置くことができる。

- 2 名誉役員は、理事会の推挙によって会長が委嘱する。
- 3 名誉役員は、会長から諮問があった場合は意見を述べることができる。また、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第9項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長が行う。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の追加及び更正
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第9項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 この法人に、専門事項を調査審議し、事業を推進するため、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 削除

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、犬山市に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

- ア 会長 加藤武司
- イ 副会長 仙田逸二、横井耕市、梶川増蔵
- ウ 理事長 竹中暎和
- エ 副理事長 宮島 完
- オ 専務理事 岩田和之
- カ 会計 澤野和二
- キ 理事 横田 強、木納隆義、渡會由貴夫、鹿野 準、吉田鋭夫、水野良明
市川 豊、小川さとみ、河田計司、大竹 清、青木隆則、溝口美智子
池田成央、長瀬一男、小川利江、津志田清美、水野伸子、鈴木 正
横田幸男、岡田俊三、浦本直記、杉本安久

ク 監事 紀藤公二、高木浩行

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、初年度については徴収しない。

(1) 正会員

ア 入会金

団体 10,000円

個人 5,000円

イ 年会費

団体 入会した団体の構成員1人当たり500円とし算定した額とする。ただし、中学生以下は200円とする。(5月31日を算定の基準日とする)

個人 5,000円

(2) 賛助会員

ア 入会金 なし

イ 年会費 1口 10,000円(1口以上)

附則

この定款は、平成24年4月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成24年8月24日)から施行する。

附則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成28年8月26日)から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成30年3月1日)から施行する。ただし、第15条については次の任期から適用する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(令和5年12月8日)から施行する。

表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款 第5条の規定に基づき、本市のスポーツの振興並びに市民の体力向上及び健康増進に寄与した個人及び団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、会長が次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 功労賞

- ア 協会の役員として10年以上の者
- イ 競技団体長の推薦を受けた者で次のいずれかに該当する者
 - (ア) 競技団体の役員として10年以上の者
 - (イ) オリンピック大会、世界選手権大会、アジア大会等に出場した選手及びその監督
 - (ウ) 全国大会で3位以内に入賞した選手及びその監督
- ウ 協会及び競技団体が開催する諸事業に協力した団体
- エ その他協会が特に貢献したと認める個人又は団体

(2) 奨励賞

- ア 犬山市のスポーツ団体及び地域の指導者として長年にわたりスポーツの普及・振興に貢献している者
- イ 愛知県代表選手として東海大会、中日本大会、全国大会等に参加した選手及びその監督
- ウ 犬山市代表選手として県大会で優勝した選手及びその監督（ブロック大会者は除く）団体の場合はチーム
- エ その他本協会が特に貢献したと認める個人又は団体

(表彰者の推薦)

第3条 前条の表彰基準に該当する表彰者がいる競技団体は、スポーツ表彰（功労賞・奨励賞）候補者推薦報告書〈個人用〉（表彰様式1）、又はスポーツ表彰（功労賞・奨励賞）候補推薦報告書〈団体用〉（表彰様式2）により会長に報告するものとする。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者は、表彰委員会で選出し、理事会において決定する。

(表彰の時期)

第5条 毎年4月1日から翌年3月31日の間に表彰基準に該当した者を翌年度中に表彰するものとする。ただし、特別の事情があるときは随時これを行うことができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰者には、表彰状又は感謝状を授与し、記念品を贈呈するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改正又は廃止をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月8日から施行する。

表彰規程内規

< 功労賞 >

- 1 協会の役員とは、特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会役員及び競技団体長をいう。
- 2 競技団体の役員とは、団体役員名簿（会員様式3）に記載されている役員をいう。

< 奨励賞 >

- 1 スポーツの振興・普及に貢献している指導者の指導年数は5年以上、年齢は30歳以上とする。
- 2 指導者の推薦は、関係競技団体長若しくは特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会会長が推薦者となる。

< 表彰対象者 >

- 1 表彰の対象者は、市内在住・在勤・在学者に限る。ただし、競技団体登録会員においてはこの限りではない。
- 2 オリンピック、世界選手権、アジア大会等に日本代表選手として活躍した者については、犬山市出身者も表彰対象者とする。
- 3 大会における表彰の対象者は、親善や交流を目的とする大会、地区選考会のない大会は除く。
- 4 役員及びスポーツの普及・振興に貢献した指導者を重ねて表彰するときは、前回の表彰から5年以上経過していなければならない。

< 表彰及び記念品 >

- 1 表彰者には、表彰状と記念品を贈る。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年12月8日から施行する。

犬山市スポーツ少年団規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第4条第1項第3号のこどもの健全育成を図る活動を推進する事業を達成するために、犬山市スポーツ少年団（以下「本会」という。）に関して必要な事項を定める。

(本部及び事務局)

第2条 本会は、本部及び事務局を協会に置く。

(目 的)

第3条 本会は、スポーツ少年団相互の連絡を密にし、その活動の活性化を図り合わせてスポーツ少年団の育成発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録、報告
- (2) スポーツ少年団活動の援助
- (3) スポーツ少年団指導者の養成
- (4) 種目別大会の実施
- (5) 関係団体との連絡
- (6) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 本会は、次のスポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって組織する。

- (1) 一種目を行う指導者及び団員で構成している単位団
- (2) 指導者及び団員を種目別に構成している多種目単位団
- (3) 多種目を行う指導者及び団員で構成している単位団

(運 営)

第6条 本会の運営は、次の会により行うものとする。

- (1) 本部委員会
- (2) 代表委員会
- (3) 種目別部会

(役 員)

第7条 本部委員会には次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 本部委員 各種目別部会より2名以内（内1名は部会長とする）
- (5) 監 事 2名

2 代表委員会には、各単位団1名の代表委員（登録指導者）を置く。

3 種目別部会には、部会長を置く。ただし、部会長は、本部委員を兼ねる。

(役員の仕事)

第8条 本部長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は、本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本部長の命を受け本会の経理を処理する。
- 4 本部委員は、本部長をたすけ、事業の執行に当たる。
- 5 監事は、本会の経理を監査し、代表委員会に報告する。
- 6 代表委員は、それぞれの単位団を代表するとともに本部長の要請に応じて本会の事業の執行に当たる。
- 7 部会長は、各部会を必要に応じ開催し、その運営にあたる。

(役員を選任)

第9条 本部長は、協会の常任理事の1人があたる。

- 2 副本部長及び会計は、本部委員の互選により選任し、副本部長のうち1名は協会理事を兼ねる。
- 3 本部委員は、各種目別部会から部会長のほか、選出された1名があたる。
- 4 代表委員は、各単位団より選出された1名（登録指導者）があたる。
- 5 監事は、代表委員会において選任する。

(参 与)

第10条 本会は、参与を置くことができる。

- 2 参与は、協会の推薦により本部長が委嘱する。
- 3 参与は、本部長の要請により本部委員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第9条の規定に基づき補充するものとする。
- 3 補充による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(本部委員会)

第12条 本会は、会務の執行機関として本部委員会を置く。

- 2 本部委員会は、本部長、副本部長、会計及び本部委員をもって構成し、本部長が必要に応じて召集する。
- 3 本部委員会の議事は、本部代表委員の過半数以上の賛成で決する。
- 4 前項において可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 5 議長は、本部長が務める。

(本部委員会の仕事)

第13条 本部委員会は次の事項を行う。

- (1) 代表委員会において決定された事業計画及び予算を執行すること。
- (2) 第4条の規定に基づく事業を具体化すること。
- (3) 代表委員会、種目別部会から委任された事項を検討すること。
- (4) 代表委員会、種目別部会に付議すべき事項を立案すること。
- (5) その他、本会の運営上必要な事項を協議すること。

(代表委員会)

第14条 本会は総会にかわる最高議決機関として代表委員会を置く。

2 代表委員会は、代表委員で構成し、本部長が必要に応じて召集する。

3 第12条第3項から第5項の規定は代表委員会に準用する。

(代表委員会の議決事項)

第15条 代表委員会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他、本部長が必要と認めた事項

(種目別部会)

第16条 本会は、種目ごとの指導者の指導力向上と団員の競技力向上を図るため、次の種目別部会を置く。

- (1) 軟式野球部会
- (2) ソフトボール部会
- (3) サッカー部会
- (4) ミニバスケットボール部会
- (5) バレーボール部会
- (6) 空手部会
- (7) 少林寺拳法部会
- (8) バドミントン部会

2 種目別部会は、第8条第2項に定める種目ごとの代表委員で構成し、部会長が必要に応じて召集する。

3 第12条第3項から第5項の規定は代表委員会に準用する。

4 議長は、部会長が務める。

(種目別部会の任務)

第17条 種目別部会は、次の事項を行う。

- (1) 部会長及び本部委員の選任
 - (2) 種目別大会の運営
 - (3) 種目別指導者の養成及び研修会の実施
- (経 費)

第18条 本会の経費は、次に掲げるものをもって当てる。

- (1) 指導者及び団員の登録料
- (2) 協会助成金
- (3) 事業収入(参加料)
- (4) その他収入

(登録料)

第19条 前条第1号の登録料の額は次のとおりとする。

- (1) 指導者 1人 市600円、県700円、国700円
- (2) 団員 1人 市300円、県200円、国300円

2 納入された登録料は、原則として返還しない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

第21条 本会の会計については、毎年度1回以上、監事の監査を受けなければならない。

(登録)

第22条 本会に登録しようとする単位団、指導者及び団員は登録用紙を提出しなければならない。

(委任)

第23条 この規約に定めるものの他必要な事項は、本部長が本部委員会の承認を得て、別に定める。

附 則

1. この規定は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

1. この規定は、昭和61年4月1日から施行する。(昭和61年3月19日改正)

附 則

1. この規定は、平成元年4月1日から施行する。(平成元年3月15日改正)

附 則

1. この規定は、平成7年4月1日から施行する。(平成7年4月1日改正)

附 則

1. この規定は、平成10年6月4日から施行する。(平成10年6月4日改正)

附 則

1. この規定は、平成12年6月12日から施行する。(平成12年6月12日改正)

附 則

1. この規定は、平成14年4月1日から施行する。(平成14年1月21日改正)

1. スポーツ少年団指導者協議会会則は、平成14年3月31日に廃止する。

附 則

1. この規定は、平成22年6月22日から施行する。(平成22年6月22日改正)

附 則

1. この規定は、平成25年6月25日から施行する。(平成25年6月25日改正)

附 則

1. この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この規定は、令和6年4月1日から施行する。(令和5年12月8日改正)

特定非営利活動法人
犬山市スポーツ協会
創立70周年記念誌

編集・発行 特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会
〒484-0888
愛知県犬山市大字羽黒新田字上豎箴 1-1
犬山市勤労青少年ホーム内

発刊日 令和7年3月
